

宗教的配慮を要する外国人の受入環境整備等
に関する調査 —ムスリムを中心として—

資 料 編

平成 29 年 12 月

中部管区行政評価局

目次

I 補足説明

1 事業所及び大学における取組	1
(1) 食事への配慮	1
(2) 礼拝への配慮	3
(3) その他特徴的な取組	5
2 児童生徒への配慮	7
(1) 宗教的な背景の違いに配慮が必要な児童生徒への対応方針	7
(2) 児童生徒やその保護者から個別に配慮を要する事項の把握方法	8
(3) 宗教的配慮を要する事項への対応方法の検討状況	8
(4) 小中学校における、個別に配慮を要する事項への対応状況	9
(5) 宗教的な背景の違いへの配慮に関する意見	10
3 旅行者等への配慮	11
(1) 県・市町村における受入環境整備と情報提供	11
(2) 交通施設における対応（礼拝施設の設置等）	16
(3) 食品・食材表示等の状況	18
(4) 医療機関情報の提供	20

II 事例表

1 事業所及び大学における取組

(1) 食事への配慮

- 事例表 1 社員食堂で昼食にハラール食等を提供するとともに、外国籍社員の入居施設に隣接してハラール認証を取得した多国籍レストランを開設することで夕食にも配慮
(YKK 株式会社黒部事業所) 23
- 事例表 2 学生食堂で夕食時間帯にもハラール食を提供するとともに、利用要領を作成・配布
(金沢大学) 25
- 事例表 3 社員食堂（昼食）のメニューに豚肉等の使用状況を表示
(豊田鉄工株式会社) 28
- 事例表 4 大学構内で、昼食時に移動販売を行うハラール対応のキッチンカーを活用
(名古屋経済大学) 30

(2) 礼拝への配慮

- 事例表 5 休憩室を礼拝室へ改装、浴室をシャワー室に改装するなど、主要プラントにおいて、礼拝やウドゥに配慮
(はごろもフーズ株式会社) 32
- 事例表 6 工場内の未使用室を礼拝場所として開放するとともに、ウドゥ用設備を設置
(株式会社半谷製作所) 34
- 事例表 7 ムスリムの技能実習生が長期になったことを契機に、礼拝場所及びウドゥ用設備を設置
(豊田鉄工株式会社) 35
- 事例表 8 大学構内に特定の宗教に限定しない礼拝室等を設置し、留学生担当教員の監督の下、留学生組織が管理・運営
(金沢大学) 37
- 事例表 9 留学生の受入推進等の観点から、構内の一室を礼拝室として供用
(名古屋経済大学) 40

(3) その他

- 事例表 10 教職員・学生のムスリムへの理解を深めるための冊子を作成 42

2 児童生徒への配慮 (事例表なし)

3 旅行者への配慮

(1) 県市町村における受入環境整備と情報提供

- 事例表 11 県内の市町又は観光客誘致事業を実施する団体に対して、ふじのくにしずおか観光振興アドバイザーとして登録されたムスリムの専門家を派遣し、指導・助言を実施
(静岡県) 44
- 事例表 12 ムスリム等の食事の嗜好を理解するためには、座学だけでは不十分との考えから、「ベジタリアン・ムスリム対応料理教室等研修会」を開催
(富山県) 45
- 事例表 13 ムスリムの観光客の受入れに関するマニュアル等を作成し、宿泊・飲食関係事業者等に配布
(静岡県及び愛知県) 47
- 事例表 14 ムスリム旅行者の受入対応可能な宿泊施設や飲食店等の把握・拡充のため、事業者向けセミナーや参加者アンケートを実施
(岐阜県高山市) 52
- 事例表 15 県が把握している宿泊施設や飲食店等の食事や礼拝に関する配慮の情報をホームページ等で情報提供するとともに、毎年、最新の情報に更新
(愛知県) 53
- 事例表 16 ムスリム観光客向けのパンフレットやFacebookなどを活用して、市内のおすすめ飲食店などに関する情報やムスリム旅行者の声などを発信
(岐阜県高山市) 55
- 事例表 17 飲食店のムスリム客向け情報を取りまとめ、『ムスリムフレンドリーKOMATSU』宣言書として公開
(小松市) 57

(2) 交通施設における対応（礼拝施設の設置等）

- 事例表 18 ムスリムの観光客の宗教的な生活習慣に配慮し、礼拝施設及びウドゥ用施設を設置
(中部国際空港) 59

(3) 食品・食材表示等の状況

- 事例表 19 ムスリムの食事に便宜を図るため、「昇龍道プロジェクト」で食材のピクトグラムや「ムスリムサポートカード」を作成・配布 (中部運輸局) 62

(4) 医療機関情報の提供 (事例表なし)

I 補足説明

1 事業所及び大学における取組

(1) 食事への配慮

事業所に勤務するムスリム等従業員及び大学のムスリム等留学生は、普段、事業所又は大学内で昼食を摂ることになるため、社員（又は学生）食堂等において宗教的配慮が行なわれていることは、これら従業員及び留学生にとって重要な事柄の一つである。

ア 全般的状況

今回、当局は、調査対象 20 事業所（イスラム圏に事業展開し、国内にもムスリムの従業員や研修生がいると想定される事業所から選定）及び 15 大学（イスラム圏からの留学生がいる大学から選定）における、①食堂での宗教的背景に配慮したメニュー〔ハラール食等（下記、注参照）〕の提供状況、②一般の料理メニューにおける原材料（豚肉の使用の有無等）の明示の有無、③調理器具等の区別、④その他、食についての配慮の実施状況を調査したところ、表 1 のとおり、13 事業所（65.0%）、12 大学（80.0%）が、食堂における昼食への配慮を中心に、食事に配慮した取組を行っていた。

（注）ハラール食等には、ハラール食以外にベジタリアン食を提供している場合を含む。

イ 食堂におけるハラール食等の提供

食事への配慮のうち、ムスリムの安心・満足度が高いサービスの最たるものは宗教的観点に配慮したメニュー（ハラール食等）の提供にあると考えられる。これを実施しているのは、事業所では 35.0%、大学では 53.3%となっている。

【取組例】

事業所では、社員食堂でハラール食を提供するとともに、外国籍社員の入居施設に隣接してハラール認証を取得した多国籍レストランを開設することで夕食の提供についても配慮している例（事例表 1 参照）がみられる。

また、大学では、学内でハラール食の基準を定め、これに基づきランチタイムだけでなく夕食の時間帯（20:00 まで）も含めハラール食を提供している例（事例表 2 参照）がみられる。

ウ 一般メニューの原材料表記

特別に作られたハラール食ではないが、一般のメニューでも、原材料に豚肉が入っていなければ食べることができるとするムスリムは多い（在日ムスリムの説明）。

一般メニューの原材料表記（豚肉の使用の有無等）については、事業所では 25.0%が実施しており、その中には、宗教的な理由から豚肉や牛肉が食べられない外国人従業員のために、社員食堂で提供している昼食のメニューに豚肉・牛肉の使用状況を英語（「Pork is used in this dish」「Beef is used in this dish」）や絵で表示し、メニュー選択のための情報を提供している例（事例表 3 参照）がみられる。一方、大学では 60.0%が実施しており、宗教的配慮を意図してというよりも、主に食物アレルギーへの対応の一環（豚肉もアレルゲンの一つ）として実施されている状況がみられる。

表1 食事に配慮した取組の実施状況（調査対象事業所及び大学）

区分		事業所数 (20)	大学数 (15)	計 (35)
社員（又は学生）食堂等において、食事に配慮した取組を実施 （下記①～④のいずれかに該当）		13 65.0%	12 80.0%	25 71.4%
内訳	① 宗教的背景に配慮したメニュー（ハラール食等） を提供	7 35.0%	8 53.3%	15 42.9%
	② 一般の料理メニューに原材料（豚肉の使用の有無 等）を明示	5 25.0%	9 60.0%	14 40.0%
	③ 厨房や調理器具、食器等の利用形態がハラール対応 （ハラム食材と区別して利用）	1 5.0%	6 40.0%	7 20.0%
	④ ①～③以外で配慮している事項	5 25.0%	7 46.7%	12 34.3%

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 内訳欄記載の取組は、一つの事業所又は大学で複数の取組を実施している場合がある。
 3 () は、調査対象事業所及び大学数。割合は、調査対象事業所及び大学に対する構成比

エ その他の取組

事業所では、表2のとおり、懇親会や各種行事で食事を提供する際に、豚肉を除いた物も提供するなどの配慮をしている状況がみられる。

また、大学では、学内のコンビニエンスストアや生協において、ハラール食品やお菓子、パンなどを販売しているほか、ハラール食（ケバブサンド及びトルコアイス）を扱うキッチンカー（毎週1回、学内で営業）を活用している例（事例表4参照）もみられた。

表2 表1④の取組として実施されている具体的事項

区分	取組内容
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 懇親会等の食事注文時には、豚肉を除いた物も提供 ○ 申込みがある際は、ベジタリアン食や豚系を禁止とした料理を提供 ○ 会社主催の食事会（忘年会等）では豚肉料理は避けるようにしている。 ○ 受入オリエンテーション日の弁当について、来日前にベジタリアンを確認・手配 ○ 近隣のハラールレストランや食材店を案内
大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハラール対応のキッチンカーが学内で営業しており、営業日やメニューを学生に案内 ○ ハラールのカレーを提供する飲食店の業者と業務委託契約を結び、毎週水曜の昼食時間帯に食堂横の喫茶室で提供 ○ 学生食堂でパーティー等を行う場合、要望に応じハラール食を提供 ○ 学内コンビニエンスストアにおいてもハラール食品を販売 ○ 生協において、ハラール認証のお菓子、クラッカー等を販売 ○ 学内において、ムスリムの留学生と一緒に選定した商品のみを陳列した特設コーナーを設置、また、ハラール対応のパンを仕入れて販売 ○ 外国人留学生実地見学旅行に参加する留学生のうち、食事の制限がある学生には、本人の申出により特別メニューを依頼

(注) 当局の調査結果による。

オ 食事への配慮に関する事業所の意見

事業所においては、表3のとおり、地方では社員食堂で使用するハラール食材の入手、朝夕食・休日のムスリム等社員の夕食を含む食事環境について、不便を感じる等の意見がある。

表3 食事への配慮に関する意見（主なもの）

- ◎ 現在、従業員は弁当を持参しており、今後、社員食堂でハラール食を提供したいが、ハラールの食材や調味料を安定して調達することが極めて困難
- ◎ 社員食堂で使うハラール食材は輸入品であるが、地方には取扱店が少ないため遠方から取り寄せている。地方にもハラール食材の輸入販売網が整備されることが望まれる。
- ◎ 事業所が地方にあるため、事業所の外に出ると、ムスリムにとっての食事環境が全く充実していない。食事等日常生活の環境が整備されていなければ、ムスリムが入社をためらう可能性もあるので、行政機関には特に食事に関する環境整備を望む。

(注) 当局の調査結果による。

(2) 礼拝への配慮

ムスリムは、1日5回、定められた時刻に礼拝を行うこととされているため、ムスリムの従業員や学生がいる事業者や大学では、落ち着いて礼拝できる環境が整っていることが望ましい。

また、ムスリムは、礼拝の前には、身を清めるためにウドゥを行うが、トイレの手洗い場で足を洗うと床が水浸しになることがあり、設置位置が低い洗い場などがあることが望ましい。

ア 全般的状況

調査対象20事業所及び15大学における、①礼拝場所の提供状況、②ウドゥのための施設の提供状況を調査したところ、表4のとおり、14事業所(70.0%)、8大学(53.3%)が、①、②のいずれか又は双方の取組を行っていた。

イ 礼拝場所及びウドゥのための施設の提供

- ① 事業所(又は大学)内で、礼拝場所を提供しているのは、事業所では60.0%、大学では46.7%となっている。
- ② ウドゥのための施設の提供についても、事業所では55.0%、大学では13.3%となっている。

【取組例】

事業所では、事業所内に専用の礼拝施設を整備している例(事例表5、6参照)や、専用の小浄施設を整備している例(事例表7参照)がみられる。

また、大学においても、大学内に特定の宗教に限定しない礼拝室等を設置し、留学生担当教員の監督の下、留学生組織が管理・運営している例(事例表8参照)や、ムスリム留学生のために大学内の一室を専用の礼拝室として供用している例(事例表9参照)がみられる。

表 4

礼拝に配慮した取組の実施状況（調査対象事業所及び大学）

区 分		事業所数 (20)	大学数 (15)	計 (35)
事業所（又は大学）内で行う礼拝に配慮した取組を実施		14 70.0%	8 53.3%	22 62.9%
内 訳	① 礼拝場所の提供	12 60.0%	7 46.7%	19 54.3%
	i) 礼拝施設を設置	3 15.0%	2 13.3%	5 14.3%
	ii) 建物内の一角に簡易な礼拝スペースを確保	5 25.0%	0 0.0%	5 14.3%
	iii) 会議室等を使用に供している	4 20.0%	5 33.3%	9 25.7%
	② ウドゥのための施設の提供	11 55.0%	2 13.3%	13 37.1%
	i) ウドゥ専用の設備を整備	6 30.0%	1 6.7%	7 20.0%
ii) 足が洗いやすい洗い場（設置位置が低いものなど）があり、これを使用に供している	5 25.0%	1 6.7%	6 17.1%	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 内訳欄記載の取組は、一つの事業所又は大学で複数の取組を実施している場合がある。

3 () は、調査対象事業所及び大学数。割合は、調査対象事業所及び大学に対する構成比

ウ 礼拝への配慮に関する大学の意見

大学では、表 5 のとおり、礼拝スペースを確保したい、ウドゥに適した手洗い場の確保が必要だが、その実現には経費を伴うため容易ではない等の意見がある。

表 5

礼拝への配慮に関する意見（主なもの）

- ◎ 礼拝スペースを確保したいが、費用がかかるため、補助金制度があればよい。
- ◎ ウドゥの際に手洗い場の床が濡れることについては度々問題になっており、当事者たちに注意喚起しているが、根本的な解決のためには、（車椅子の人にとっても使いやすいような）低い位置に手洗い場を設置する必要であり、大学のユニバーサルデザイン検討の中でもその必要性が認識されている。

(注) 当局の調査結果による。

(3) その他特徴的な取組

調査対象事業所及び大学では、食事や礼拝以外にも、表 6 のとおり、ムスリム等に向けた配慮を行っている。

例えば、断食月においては、ムスリムは日没まで食事を摂らないので、この期間はできるだけ夜勤にするなど体調に気遣う、金曜日の集団礼拝にはできるだけ参加できるように取り計らう、疾病時には、外国語対応が可能な医療機関の紹介や通訳のサポート、ムスリムと非ムスリムの相互理解を深めるための冊子の作成（事例表 10 参照）などの配慮が行なわれている。

表 6 その他、配慮している事項の状況（調査対象事業所及び大学）

区 分		取組内容の例
断食月	事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常は隔週で昼夜勤務シフトのところ、希望者については2週間連続夜勤 ○ 職場朝礼時に体調不良の有無を確認 ○ 脱水症状等の体調不良にならないように周りが注意 ○ 社員食堂で提供しているランチメニューを、夕食用にハラール弁当に変更して提供
	大 学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生に過度の運動をさせないよう配慮 ○ 留学生担当教員が、健康状況について声かけ ○ 不用意に食事に誘わない。 ○ できる範囲で、団体旅行や飲食を伴う行事を避ける。 ○ 附属施設で宿泊を伴う講義がある場合、夜間に食事できるよう可能な範囲で調整 ○ 夜の礼拝(タラウイ)のために、学内施設の使用予約を認めている。
金曜日の 集団礼拝	事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎週金曜日は、就業時間中に近隣の集会礼拝所での礼拝に参加することを認めている
	大 学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際交流会館の集会室の使用を許可 ○ 留学生用宿舎の研修室を集会礼拝場所として提供 ○ 大学内の一室を使用に供している。 ○ 大学近くの本屋に行けるよう、金曜日午後の初めには学生を呼び出さない等の配慮
医 療	事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会社の医療サービスに加入（本人と家族）させ、受診時等の母国語通訳をサポート ○ 言葉がわかる者が、受診時等に付き添う。 ○ 英語対応のレセプション（生活サポート）を配置
	大 学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国語で対応できる医師や女性の医師がいる医療機関を把握し、必要に応じて紹介 ○ 健康診断時、女性の留学生には女性の医師に対応してもらうよう配慮
その他	事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月1回、通訳を交えてミーティングを実施し、要望を聞き取り改善に向けて対応
	大 学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 冊子「ムスリムの学生生活～ともに学ぶ教職員と学生のために」を作成（紙・web）（事例表 10 参照）

（注）当局の調査結果による。

また、表7のとおり、宗教的配慮を行っていくことに関して、①事業所では、今後の事業のグローバル展開を踏まえ宗教的配慮を当然の対応事項として具体的に検討、展開することが肝要、②大学では、対象となる留学生の受入規模と要望内容を踏まえ、対応方針について全学的な検討が必要等の意見がある。

さらに、表8のとおり、大学からは、宗教的配慮について行政に求めることとして、ムスリム向けに日本の慣習等に係る情報、ムスリム対応している施設の情報、ムスリム学生の受入環境整備のガイドの作成を求めるといった意見がある。

表7 宗教的配慮全般に関する意見（主なもの）

区 分	事業所・大学の意見
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ムスリム研修生を受け入れていない部署では宗教的配慮への関心が低く、事業所全体としての配慮や気遣いを行うようにしていくことが必要 ◎ これまで必要の都度に対応してきたが、今後は、当社ビジネスの一層のグローバル展開を踏まえ宗教的配慮を当然の対応事項として具体的に検討、展開することが肝要
大 学	<ul style="list-style-type: none"> ◎ イスラム教といっても国や宗派によって必要な配慮は異なる上、他宗教やベジタリアン等への配慮も必要なことから、どの程度までの配慮が為されるべきかの見極めが課題と考えられる。 ◎ 対象となる留学生の受入規模と要望内容を踏まえ、対応方針について全学的な検討が必要であるが、学内で十分に議論されていないこと

(注) 当局の調査結果による。

表8 大学における行政への意見・要望（主なもの）

<ul style="list-style-type: none"> ◎ 行政においても、様々な文化背景がある人々への理解を深め、交流ができるような仕組みや働きかけをすることが大切。そのために、例えば留学生の配偶者や元留学生たちを積極的に職員として雇用し、制度設計や環境整備に関わってもらえることができるとよい。 ◎ 対象となる留学生に、日本の習慣・慣習等が周知できるリーフレットが作成されるとよい。 ◎ 行政において、ムスリム・非ムスリム双方が使えるよう、日本語・英語を併記した、以下の資料を作成してほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ① ムスリムに対応している公共施設等の情報を網羅した冊子 ② 日本に定住するムスリムの学生を受け入れる教育機関や団体等を対象とした環境整備のためのガイド

(注) 当局の調査結果による。

2 児童生徒への配慮

文部科学省は、「外国人児童生徒受入れの手引き」（平成 23 年 3 月）第 1 章「外国人児童生徒の多様性への対応」の 3 「外国人児童生徒の多様な背景」(1)「言語、文化の多様性」の中で、学校生活で配慮すべき事項として宗教的な背景の違いがあるとしており、例えば、イスラム圏の子どもたちの場合、給食や体育についても配慮が必要としている。また、学校において宗教的な実践である断食月の行事を児童生徒が行うかどうかについても保護者と事前に相談を行い、判断する必要があるとしており、これらの場面では、基本的には保護者の宗教的な判断を尊重すべきことが多く、受入れ初期に共通理解をしておくことが重要になってくるとしており、こうした配慮は、様々な宗教に言えることなので、児童生徒の文化的な背景の理解は重要な視点となるとしている。

今回、当局は、管轄する中部管内 6 県で抽出した 20 市教育委員会（平成 27 年国勢調査等の結果により、インドネシア人又はパキスタン人の在留外国人数が多い市から選定）における、①宗教的な背景の違いに配慮が必要な児童生徒への対応方針、②児童生徒やその保護者から個別に配慮を要する事項の把握方法、③宗教的配慮を要する事項への対応方法の検討状況、④ムスリムの子供たちが在籍している小中学校における、個別に配慮を要する事項への対応状況等を調査した。

なお、調査対象 20 市教育委員会では、いずれも、管轄する小中学校の中に、母国語がイスラム圏の言語である児童生徒、又は、母国語がイスラム圏の言語ではないがイスラム教徒の児童生徒が在籍している学校があるとしている。

(1) 宗教的な背景の違いに配慮が必要な児童生徒への対応方針

調査対象市教育委員会では、表 9 のとおり、宗教的な背景の違いに配慮しながら、保護者や本人とよく相談し共通理解を図ること、基本的には保護者の判断を尊重すること、各学校が児童生徒の個別の事情にきめ細かな配慮を行うこと等に留意するとしている。

表 9 調査対象市教育委員会の対応方針

対応方針の例
<ul style="list-style-type: none">○ 宗教的な背景の違いに配慮しながら、保護者や本人と相談をして進める。○ 児童生徒の受入れ初期に保護者と学校とでよく話し合い、今後の学校生活の過ごし方についての共通認識をもつことが大切。基本的には、保護者の宗教的な判断を尊重○ 各学校において、それぞれの保護者と連絡を取り、個別に対応し、共通理解を図っている。○ 各小・中学校で児童生徒や保護者の意向を踏まえてきめ細かな対応を行っている。○ 可能な限り個に応じたきめ細かな対応をし、一人一人の人権を大切にしていく。○ 保護者、児童生徒の思いを尊重し、できる限りの配慮をしていく。○ 宗教上の理由で不利にならないよう適切に対応する。○ それぞれの児童生徒によって宗教の信仰度合いが異なるため、現段階では各学校に対応をまかせており、各学校には十分保護者と話し合いを持つ機会をもつように周知を図っている。

(注) 当局の調査結果による。

(2) 児童生徒やその保護者から個別に配慮を要する事項の把握方法

調査対象市教育委員会では、表 10 のとおり、入学時や転編入時に教育委員会又は学校が保護者と面談すること等により、個別に配慮を要する事項を把握することとしている。それらの中には、転編入の手続きの際に、市教育委員会の受付窓口等で保護者の意向をよく聞き取り、その内容を学校に連絡するなどの対応を行っている例もみられる。

表 10 児童生徒やその保護者から個別に配慮を要する事項の把握方法の例

- 教育委員会学校教育課の転編入窓口に来た際に保護者の意向をよく聞き、学校へ連絡する。
後日、外国人児童生徒教育相談員、登録バイリンガルとともに、保護者と学校で対応方法を考える。
- 編入時の手続きの際の窓口での面談で、「宗教、アレルギー等で食べられないものはありますか。」と質問し、そこから宗教について詳しく聞き、所属校へ伝え、所属校での面談のときにさらに詳しく話をし、対応策などを考える。
- 入学時・転入時の個人環境調査票（又は、家庭状況調査票）の記載事項から把握する。
また、家庭訪問、教育相談により把握する。
- 編入時に保護者と教育委員会担当者が面談し、配慮事項について把握する。
学校でも同様に面談を行い、配慮事項について対応を相談する。

(注) 当局の調査結果による。

(3) 宗教的配慮を要する事項への対応方法の検討状況

調査対象 20 市教育委員会のうち、9 市教育委員会（45.0%）が当局の調査に対して、教育委員会として宗教的配慮を要する事項への対応方法を検討していると回答している。その中には、表 11 のとおり、①給食については、弁当を持参するか、又は、豚肉など食べられない食材を除去する、②礼拝場所の確保については、空き教室や保健室などで礼拝できる場所を確保するなど、具体的な対応方法を検討している例もみられる。

表 11 宗教的配慮を要する事項への対応方法の検討内容

区 分	市教育委員会が回答している対応方法の例		回答があった教育委員会数
給 食	弁当を持参するか、又は、豚肉など食べられない食材を除去する		5
礼拝場所	空き教室や保健室など礼拝できる場所を確保する		3
個別の授業や行事への配慮	水 泳	水泳の授業に参加する場合は、本人が参加可能な水着を用いる	1
	調理実習	食べることができる食材を扱う、又は別メニューで行う	2
	修学旅行	訪問場所や食事について保護者の意向に沿って配慮する	1

(注) 1 当局の調査結果による。

2 一つの教育委員会で、複数の対応方法の例を回答している場合がある。

(4) 小中学校における、個別に配慮を要する事項への対応状況

学校生活の各場面〔給食、断食月、礼拝場所、服装、個別の授業や行事（水泳、調理実習、合唱・音楽会、修学旅行）〕で、個別に配慮を要する事項に小中学校がどのように対応しているのかを調査した結果の概要は表 12 のとおりであり、給食については弁当の持参を認めている、断食月に断食を行う場合は別室で過ごさせる等、対応している。なお、これについては、調査対象市教育委員会が把握している内容（各学校の対応状況）によるもので、当局が直接、個々の学校を調査した結果によるものではない。

表 12 調査対象市教育委員会が把握している小中学校における対応状況

区 分	小中学校における対応例	回答があつた教育委員会数	
給 食	弁当の持参を認めている。	14	
	給食から豚肉など食べられないものを除去	8	
	保護者に給食の原材料（豚肉の使用の有無等）に関する情報を提供	3	
	内 訳	献立表に「肉マーク」等を記して配布	1
		献立表以外に詳しい成分表を渡し、食べられない食材が入っている場合は、代替食を持参する	1
献立表を確認して豚肉を含まない日を知らせる		1	
断食月	断食を行う場合は、図書室など学校職員がいる別室で過ごさせる。	7	
	水泳の授業は参加せず見学することを認めている。	3	
	給食前に早退する、又は数日欠席することを認めている。	3	
礼拝場所	別室（空き教室や保健室など）で礼拝できる環境を提供	10	
服 装	スカーフやヒジャブの着用を認めている。	7	
	肌を見せないよう長袖、長ズボンの着用を認めている。	3	
個別の 授業や 行事へ の配慮	水 泳	参加する場合は、肌を隠す専用の水着の着用を認めている。	5
	調理実習	使用する食材に豚肉などが含まれている場合は、代替食材を使うか、別メニューで実施	4
	合唱・音楽会	楽器を演奏しない、又は、歌を歌わないで参加することを認めている。	2
	修学旅行	食事について、別メニューにするなど配慮	5
		神社等の参拝には参加しないことを認めている。	1
参加せず、学校で自習することを認めている。		1	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 一つの教育委員会で、複数の対応例を回答している場合がある。

(5) 宗教的な背景の違いへの配慮に関する意見

表 13 のとおり、児童生徒、保護者ともに日本語ができず、コミュニケーションが十分にとれないことがある、音楽・体育の水泳などの別室授業では、教員の数から限界を感じる等の意見がある。

また、ムスリム児童生徒の受入れについて正確な情報を知る機会（講座等）を設けることや、各学校等の対応事例の周知を要望するといった意見もある。

表 13 宗教的な背景の違いに配慮に関する意見（主なもの）

区 分	市教育委員会から回答があった教育現場の意見
配慮を要する事項の把握等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 児童生徒、保護者ともに日本語ができず、コミュニケーションが十分にとれないことがある。外国人相談員(当該言語のできる指導員)を配置しているが、十分ではない。 ◎ イスラム圏から編入、転入してくる児童生徒やその保護者を含めた人への通訳が不足しており、学校との意思疎通に時間がかかることが課題としてあげられる。本格的に宗教的な配慮を考えるのであれば、編入、転入してくる児童生徒を含めた外国籍の人たちが、自分たちの思いを学校に伝えやすくする手段を考えていくことも重要なのではないかと考える。 ◎ 近年イスラム圏の児童生徒の編入・転入が増えてきた。個々によって宗教に対する信仰度が異なるため対応も異なる。市内統一した対応はできないが、各学校での対応は教育委員会として把握していく必要がある。また、保護者との話し合いは、日本語や英語で行っているが、本来は母国語の通訳のもとで行うほうがよいと思われるが、通訳の人材確保が難しい。
給食への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 宗教的事情の除去食対応について、すべて配慮していくことも難しい課題である。
個別の授業や学習への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 学校からは、音楽・体育の水泳などの別室授業では、教員の数から限界を感じている等の意見がある。 ◎ 宗教的な事情への配慮も十分必要であるが、配慮しすぎると、学校での学習活動が十分保障できないこともある。それを保護者が理解した上で就学をしないと、誤解が生じてしまう恐れがある。就学後の学校における合理的配慮が提供できるかどうかは、個々のケースによる。保護者との合理的形成を図った上で、可能な範囲で提供する。
行政への要望	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 国や県教委が、ムスリムの児童生徒の受入れに関する正確な情報を知る機会（講座等）をもうけてくれるとありがたい。 ◎ 文部科学省等が、各自治体、学校の対応事例をHPで周知してくれると助かる。

(注) 当局の調査結果による。

3 旅行者等への配慮

昇龍道プロジェクト推進協議会の事務局である中部運輸局は、ムスリム対応に関する受入環境整備事業を実施しており、その一環として、宗教法人名古屋モスク監修の下、平成 25 年度に、①ムスリム旅行者向けに「昇龍道ムスリムガイドブック（英語版）（インドネシア語版）」を、②観光事業者等への普及・啓発用に「ムスリム旅行者 受入の心得」をそれぞれ作成・公表等している。

また、同局は、平成 25 年度に、昇龍道エリア（中部・北陸 9 県：愛知、岐阜、静岡、三重、石川、富山、福井、長野、滋賀）において、市町村及び宿泊施設・観光施設を対象に「外国人観光客受入実態アンケート調査」等を実施し、その結果を「ムスリム対応に関する受入環境整備報告書」（26 年 3 月 中部運輸局）として取りまとめ、公表している。それによると、調査対象昇龍道エリアの全市町村観光担当課 307 課（調査票回収 228）のムスリム旅行者の受入意向については、「しばらく様子をみたい」が過半を占め最も多く、次いで「わからない」（33.0%）、「受け入れたい」（9.3%）の順となっており、対応を決めかねている市町村が多いことがうかがえるとされている。

(1) 県・市町村における受入環境整備と情報提供

ア 宗教的配慮を要する外国人旅行者の受入環境整備の取組状況

地方公共団体における取組みとしては、受入対応を行う観光事業者（宿泊施設、飲食店等）の裾野を広げるため、①観光事業者向けセミナーの開催や、②事業者アンケートによる受入環境整備に関する実態を把握することなどが挙げられる。

今回、当局は、管轄する中部管内 6 県及びこれら県内で抽出した 24 市町村（上記「昇龍道ムスリムガイドブック」に掲載されている、当局管内の主な観光地を有する市町村等）における、平成 26 年度以降の受入環境整備に関する取組状況を調査した。その概要は表 14 のとおりである。

(ア) 県

調査対象全 6 県において、観光事業者向けセミナーの開催など受入環境整備に関する取組が実施されている。

県が実施している取組の中には、①ムスリムの専門家を観光振興アドバイザーとして登録し、県内の市町又は観光客誘致事業を実施する団体からの要請を受けて、県内のホテル等に派遣することで、ムスリムの宗教的な生活習慣や食事の提供に関する注意事項等について指導・助言している例（事例表 11 参照）や、②平成 29 年度に「ベジタリアン・ムスリム対応料理教室等研修会」を計 2 回開催するなど、ムスリム旅行者等に対応できる飲食店を育成するための事業を実施している例（事例表 12 参照）がみられる。

また、県内のホテルや旅館関係事業者を対象に、無理なく段階的にムスリム観光客に対応することができるよう、「ムスリム宿泊客おもてなしマニュアル」を作成・配布（2,000 部）するなど、県においても事業者周知用に受入マニュアルやガイドブックなどを作成している状況（事例表 13 参照）がみられる。

(イ) 市町村

調査対象 24 市町村では、受入環境整備に関する取組を実施しているのは 8 市町村 (33.3%) となっている。

取組を行っている市町村の中には、食事への配慮や礼拝場所の提供などについて、ムスリム旅行者の受入対応が可能な宿泊施設や飲食店等を把握・拡充するため、事業者向けセミナーや参加者アンケートを実施するなどの例 (事例表 14 参照) がみられる。

なお、取組を実施していない市町村では、その理由として、ムスリム関係国の宿泊者数が少ないため、現在までのところ観光誘客対応の主な対象国になっていなかったことなどを挙げている。

表 14 受入環境整備の取組状況 (調査対象 6 県及び 24 市町村)

区 分	県 (6)	市町村							
		愛知県 (6)	富山県 (3)	石川県 (2)	岐阜県 (4)	静岡県 (4)	三重県 (5)	計 (24)	
受入環境整備に関する取組を実施	6 100.0%	2 33.3%	0 0.0%	1 50.0%	3 75.0%	1 25.0%	1 20.0%	8 33.3%	
内 訳	① 事業者(宿泊、飲食等)向けセミナーの開催	6 100.0%	1 16.7%	0 0.0%	1 50.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 20.8%
	② アンケート等により、事業者の取組の実態を把握	4 66.7%	2 33.3%	0 0.0%	1 50.0%	2 50.0%	0 0.0%	1 20.0%	6 25.0%
	③ 上記①、②以外で取組を実施	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 20.0%	3 12.5%

- (注) 1 当局の調査結果による (平成 26 年度以降の取組状況)
 2 内訳欄記載の取組は、一つの県又は市町村で複数の取組を実施している場合がある。
 3 () は、調査対象県及び市町村数。割合は、調査対象県及び市町村数に対する構成比
 4 ③は、ムスリムおもてなしハンドブックや料理ノウハウ集の作成など

また、調査対象県・市町村では、表 15 のとおり、ハラル対応可能な飲食店や宿泊施設がまだ限られている現状から、これら観光事業者の受入環境整備に関する意識向上と、受入対応についてどのような方針でどこまでの整備を進めていくか議論しながら合意形成を図り、対応施設の整備・拡充を図っていくことなどが今後の課題として挙げられるといった意見がある。

表 15

受入環境整備に関する意見（主なもの）

区 分	県・市町村の意見
観光事業者の意識向上等による受入体制の整備・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ハラル対応可能な、また積極的な飲食店や宿泊施設が少ない。 ◎ 中部地域にはマレーシア・インドネシアからの直行便がないため、受入環境を整備する機運が高まりにくい。 ◎ 市内の温泉街にある宿泊施設は規模も様々。飲食店等商店を含めるとさらに数は多く、それぞれの施設によって対応や考え方が異なる。どのような方針でどこまでの整備を進めていくかの議論が出来ていないのが現状であり、課題でもある。 ◎ 環境整備を進めていく上では、現場の方々に「環境整備をしないと来ない。」ということを理解していただき、取り組んでもらうことが一番の課題ではないかと考える。
施設整備の充実等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ハラル認証や礼拝室の設置等は費用面で対応が難しい施設が多い。 ◎ 受入整備は民間事業者の負担が大きいことから、民間事業者が受けられる助成制度を充実させる必要がある。 ◎ ハラル認証だけではなく、原材料の英語表示などムスリム旅行者本人が選択できる環境整備が必要である。
その他、全般的事項	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ムスリム関係国の方に関しては市としても知識が薄いため、まずはどのような配慮が必要かの情報収集を行う必要がある。 ◎ 個人によりハラル対応の度合いに個人差があり、対応が難しい。事業者（特に飲食業）にとってハラル対応はハードルが高いという印象があり、セミナー等では、可能な内容から対応をする「ハラルフレンドリー」を推奨している。

（注）当局の調査結果による。

イ 宗教的配慮を要する外国人観光客に向けた情報提供

中部管内 6 県及び抽出 24 市町村における、ムスリム旅行者向け観光情報（宿泊施設や飲食店の対応状況等の紹介）の提供状況を調査した結果、表 16 のとおり、2 県（33.3%）及び 5 市（20.8%）が情報提供を行っていた。

観光情報を発信する手段としては、①自治体や観光協会等が運営する WEB サイト、②観光案内所などでムスリム観光客向けの観光ガイド等を配布、③SNS など各種情報技術の活用した情報発信などが挙げられる。県と市町村それぞれの状況は次のとおりである。

（ア）県

調査対象 6 県では、①観光協会が運営する WEB サイトで情報提供しているものが 1 県（16.7%）、②観光案内所などで、ムスリム観光客向け観光ガイドを配布しているものが 1 県（16.7%）みられるが、③SNS など、各種情報技術を活用した情報提供を実施している例は、調査日現在（平成 29 年 10 月時点）までのところない。

このうち、WEB サイトで情報提供している例では、平成 27 年度に県が独自に調査・把握した情報を「Muslim information」として観光協会の HP に掲載し、その後も毎年フォローアップ調査を実施することで最新の情報に更新しているもの（事例表 15 参照）がみられる。

(イ) 市町村

調査対象 24 市町村では、①自治体や観光協会等が運営する WEB サイトで情報提供しているものが 4 市 (16.7%)、②観光案内所等で、ムスリム観光客向け観光ガイドを配布しているものが 2 市 (調査対象市町村に対する割合が 8.3%)、③SNS など、各種情報技術を活用した情報提供を実施しているものが 2 市 (8.3%) となっている。

これらの中には、①ムスリム旅行者への配慮を行っている宿泊施設や飲食店等をマップ情報とあわせて掲載した「ムスリム旅行者向け観光パンフレット」(英語版)を市内の観光案内所で配布することでムスリム旅行者の利用に寄与するとともに、Facebook などを利用して、市内のおすすめ飲食店などに関する情報やムスリム旅行者の声などを発信している例(事例表 16 参照)や、②市内の飲食店等で対応できることを宣言書としてホームページで公開することで、ムスリム旅行者が、各々で店舗を選択するための判断材料を提供している例(事例表 17 参照)がみられる。

表 16 ムスリム旅行者向け各種情報の提供状況 (調査対象 6 県及び 24 市町村)

区 分	県 (6)	市町村						計 (24)	
		愛知県 (6)	富山県 (3)	石川県 (2)	岐阜県 (4)	静岡県 (4)	三重県 (5)		
ムスリム旅行者向けに観光情報を提供	2 33.3%	1 16.7%	0 0.0%	1 50.0%	2 50.0%	0 0.0%	1 20.0%	5 20.8%	
内 訳	① 自治体や観光協会等の WEB サイトで情報提供	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%	1 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 20.0%	4 16.7%
	i) 自治体が独自に把握及び作成した情報を提供	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 20.0%	2 8.3%
	ii) 他の団体等が提供している情報にリンク設定	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 8.3%
	② 観光案内所等で、ムスリム向けの観光ガイドを配布	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 8.3%
	③ SNS などの情報技術を活用して情報提供	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 20.0%	2 8.3%

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 () は、調査対象県及び市町村数
 3 内訳欄記載の取組は、一つの県又は市町村で複数の取組を実施している場合がある。
 4 割合は、調査対象県及び市町村数に対する構成比

これらの自治体において提供されている情報の内容をみると、表 17 のとおり、地域内にあるモスクの所在地や、礼拝場所がある観光施設等に関する情報、宿泊施設や飲食店等における食事や礼拝に関する配慮の実施状況等となっている。

表 17

ムスリム旅行者向けに提供している情報の例

県・市	名称	施設別にみた提供情報の内容					使用言語
		a) モスク	b) 礼拝場所がある観光施設等	c) 宿泊施設の対応	d) 飲食店等の対応	e) その他	
愛知県	ムスリムインフォメーション (Welcome to Aichi Muslim Friendly Town!)	7 施設	5 施設 (博物館 3、モール 2)	17 施設	19 施設	1 施設 (中部国際空港)	英語
		所在地 交通アクセス 電話番号 24 時間利用可否、女性利用可否など	所在地 交通アクセス 電話番号 礼拝場所の有無やキブラ・礼拝マット・コンパスの有無など	所在地 交通アクセス 電話番号 礼拝場所の有無 キブラ・礼拝マット・コンパスの有無 料理の原材料表示、ポークフリー食品・ノンアルコール食品の提供状況など	所在地 交通アクセス 電話番号 ムスリムオーナーの有無 アルコール提供の有無、ハラール食材の使用、ポークフリー食品の提供状況など	所在地 交通アクセス 電話番号 礼拝室及びキブラ・礼拝マット・コンパスの利用情報など	
高山市	飛騨高山ムスリム向け観光パンフレット (Hida Takayama Travel Guide for Muslim Visitors)	/	2 施設	9 施設	19 施設 (飲食店 13、食品販売店 6)	/	英語
			所在地 電話番号 礼拝スペース・マットの利用可能状況など	所在地 電話番号 礼拝スペース・マットの利用可能状況、ムスリム向けメニューの提供状況など	所在地 電話番号 礼拝スペース・マットの利用可能状況、ムスリム向けメニューの提供状況など		
小松市	ムスリムフレンドリー KOMATSU 宣言店の紹介	/	/	/	5 施設 「ムスリムフレンドリー KOMATSU」協力店舗の情報公開 (所在地、連絡先電話番号、礼拝スペースや礼拝マットの利用可能状況、ムスリム向けメニューの提供可能状況など)	/	英語 (日本語併記)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「飛騨高山ムスリム向け観光パンフレット」掲載施設数には、岐阜県高山市内（奥飛騨温泉郷を含む。）の施設以外に、白川郷（同県白川村）の飲食店 3、宿泊施設 1 施設を含む。

現在までのところ情報提供を行っていない自治体は、その理由として、ムスリムへの配慮に関しては受入環境整備に関する取組みを始めたばかりであり情報提供できる段階にないことなどを挙げている。一方、既に情報提供を行っている自治体からは、①情報の更新に手間と時間がかかることや、掲載施設から情報提供がないとすぐ把握ができないといったこと、②個々の店舗等の提供情報にリンク設定することで提供内容の充実を図ることや、SNS や口コミによる情報発信の充実を図ることなどを今後の課題として挙げている。

(2) 交通施設における対応（礼拝施設の設置等）

ムスリムは、一日 5 回、太陽の動きに従った時刻に礼拝することとされている。ただし、旅行中などは、時刻や回数が通常と異なることも許容されており、また、礼拝場所についても、礼拝マット等を敷くことができ落ちていて礼拝できるスペースがあれば、必ずしも特別な礼拝施設で行わなければならないものではない。

しかし、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)が 2014 年に実施した「インドネシア、マレーシアにおける現地ムスリムに対する訪日旅行に関する意向調査」(各国 110 サンプル、訪日経験有無の比率を 1:1 に設定したインターネット調査)の結果によると、ムスリムにとって、礼拝場所の確保は、訪日中の不安要素の一つであることがうかがえる。同調査では、日本を旅行するに際しての飲食、礼拝等の懸念事項について、「行きたくない要因となる」、「不安・不満を感じる」、「気にならない」の 3 択で回答を得ているところ、「空港、駅等の公共スペースにおいて、礼拝できる設備が少ない」ことについて、3 択のうち前 2 つを合わせた、いわゆるネガティブ回答をした者が、インドネシア人・マレーシア人のいずれも、また訪日経験の有無を問わず、6 割以上となっている。

このように、ムスリム旅行者には日本の空港、駅等における礼拝施設設備のニーズがあるものと考えられるが、管内においても、次のとおり、礼拝施設の整備が進んでいない状況が認められる。

① 空港

管内の 6 空港（中部国際空港、名古屋飛行場、富山空港、能登空港、小松飛行場及び静岡空港）のうち、中部国際空港（愛知県常滑市）は、施設内に礼拝場所を設置している(事列表 18 参照)。

また、中部国際空港施設内には、ハラール認証を受けたメニューを提供する飲食店、ポークフリー、アルコールフリーの食品の土産物を販売する店舗がある。

② 鉄道主要駅

鉄道の主要駅は、ムスリム旅行者等にとっても観光、ショッピング等の拠点となるが、管内の鉄道の要所である JR 名古屋駅(及び近鉄名古屋駅、名鉄名古屋駅等)、金山総合駅など、管内の主要な駅には、礼拝場所は設置されていない。

一方、管外の JR 主要駅においては、次のとおり、礼拝施設が設置されている例がみられる。

なお、JR 東京駅は、JR 東海と JR 東日本が共同管理しているが、同駅の礼拝施設は、JR 東日本が設置している。

<参考> 管外の JR 主要駅における礼拝施設の設置例

管外の JR 主要駅敷地内やその付近には、下表のとおり、礼拝施設が設置されているところがあり、多いところで一日に 20 人ほどの利用者がいるとのことである。

JR 京都駅及び JR 奈良駅の付近にある 2 施設は、いずれも日本政府観光局(JNTO)が認定している外国人観光案内所(全国で 866 施設)であるとともに、常時 3 か国語以上の対応可能、Wi-Fi 有り、原則年中無休といった条件を満たした最高レベル「カテゴリー3」(全国で 46 施設)の施設である。

表 18 管外の JR 主要駅における礼拝施設の設置例

区分	駅名	設置場所 又は施設名	設置者	設置 年月	面積・ 設備	利用方法ほか	利用者数 (一日平均)
駅 直結	JR 東京駅	JR 東日本訪日旅行センター内	JR 東日本	H29. 6	約 8 m ² 、 ウドゥ 用設備	・インターフォンで係員 を呼び出し、解錠(記名不 要)	10 人程度
	JR 大阪駅	大阪ステーションシティサウス ゲートビル1階	JR 西日本、 大阪ターミ ナルビル(株)	H26. 10	約 30 m ² 、 ウドゥ 用設備	・受付で用紙に記入し、 指定の時刻に解錠 ・1回 20 分以内	金～日： 約 70 人 平日： 10～15 人
駅 付近	JR 京都駅	関西ツーリスト インフォメー ションセンター (京都タワー3F)	京阪電気鉄 道、 JTБ 西日本	H27. 6	約 18 m ² 、 ウドゥ 用設備	・用紙に記入後、スタッ フが解錠(会員カード ^{注3} を提示すれば記入不要) ※JNTO 認定外国人観光案 内所(カテゴリー3)	週末:約 60 人 平日:10 数人 ※会員カード を 300 枚超 発行
	JR 奈良駅	奈良市総合観光 案内所 (旧 JR 奈良駅舎)	奈良市観光 振興課	H27. 12	2.6 m ² × 2 室	・受付で用紙に記入後、 スタッフが解錠。ウドゥ は付近のトイレで実施 ^{注4} ※JNTO 認定外国人観光案 内所(カテゴリー3)	H28 年度： 3.8 人 H29 年度： 2.9 人 (10 月末時点)

(注) 1 インターネット検索及び施設への聞き取りによる。

2 このほか、関西では、JR 京都駅直結のホテルの 2 飲食店内、なんば CITY 本館地下 1 階(南海電鉄)などに礼拝場所あり。

3 関西ツーリストインフォメーションセンターでは、希望者には会員カードを発行している。

4 奈良市総合観光案内所では、ウドゥを行う人のために紙タオルの入った籠を渡している。

③ 高速道路のサービスエリア・パーキングエリア

主に中部地域を事業区域とする NEXCO 中日本を始め、NEXCO 東日本、NEXCO 西日本の高速道路 3 社はいずれも、礼拝施設を設置しているサービスエリア・パーキングエリアはないとしている。

ただし、NEXCO 東日本は、管内 9 か所のパーキングエリアで、ハラル認証を受けた地域の特産品等が販売されている(平成 29 年 9 月末時点)としている。

なお、国土交通省は、訪日外国人の高速道路を利用した旅行を支援するため、平成 29 年 10 月から訪日外国人旅行者向け高速道路定額乗り放題パス「Japan Expressway Pass」を開始している。

(3) 食品・食材表示等の状況

ア 食品・食材表示のニーズ

ムスリムには、通常、豚肉(及び豚由来成分)やアルコールを飲食しないなどの規律があり、また、ムスリムの他にも、食の禁忌がある宗教が存在する。

前出の三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)によるムスリム意向調査では、ムスリムが日本を旅行する場合、飲食に関する事項の重要性が極めて高いという結果が出ている。例えば、「ノンポークフード等、原材料表示がされている」、「アルコールが含まれていないことがわかる」といった事項について、「重要」、「どちらでもない」、「重要ではない」の三択において、インドネシア人・マレーシア人の別、訪日経験の有無で若干の差はあるものの、いずれも8割以上が「重要」と回答している。

たとえ、ハラール認証に多額の費用をかけられない飲食店であっても、食品・食材表示を行うことで、ムスリム等の食事の選択に寄与できると考えられる。

イ ピクトグラムによる食品・食材表示

外国人旅行者等に対しては、英語表記が一般的であるが、イスラム圏から訪日するムスリム等は必ずしも英語を理解する者とは限らず、しかし、英語以外の他言語表記にも限界があるため、表示には、ピクトグラム(又はピクトグラムと英語表記の併用)が有効であると考えられる。

もともと、食品・食材のピクトグラム表示は、食品・食材のアレルギー対策として使われ始めたもので、表19のとおり、アレルギー表示品目は、表示義務があるものが7品目、任意のものが20品目、計27品目である。豚肉は任意表示であり、アルコールは27品目に含まれていない。前述の金沢大学の学生食堂のように、任意表示品目についてもメニューに表記している例もあるが(事例表2参照)、アレルギー表示がムスリムにとっても有益となるよう、「豚肉を義務表示にするとともに、アルコールも表示対象としてほしい。」という要望も聞かれた(名古屋モスク)。

全国的には、ムスリムへの配慮や食品・食材のアレルギー対策として、NPO法人インターナショナル(現(株)フードピクト)作成のピクトグラム(豚、酒等14品目)が普及しており、平成22年11月横浜市で開催されたAPECでも使用されている。

中部管内では、平成25年度に、中部運輸局が名古屋モスクの協力を得て、ムスリム向けのピクトグラムを考案、飲食店が使えるようシールも作成した。また、これとともに、ムスリム自身が摂取できない食材を店舗に知らせるためのツールとして、このピクトグラムを掲載した「MUSLIM SUPPORT CARD」を作成した(事例表19参照)。

表 19

食品・食材のピクトグラム表示品目の比較

消費者庁が定めるアレルギー表示品目 (平成 14 年 3 月～)		① 中部運輸局 (平成 26 年 3 月)	② NPO 法人インターナショナル (現株フードピクト) (平成 18 年 10 月)
表示義務 (7)	卵		卵
	乳		乳
	小麦		小麦
	落花生		落花生
	えび (☆)	(×えび)	えび
	そば		そば
	かに (☆)	(×かに)	かに
任意表示 (20)	いくら		
	キウイフルーツ		
	くるみ		
	大豆		
	カシューナッツ (★)		
	バナナ		
	やまいも		
	もも		
	りんご		
	さば		
	ごま (★)		
	さけ		
	いか		
	鶏肉	鶏肉。ハラール鶏肉	鶏
	ゼラチン		
	豚肉	豚肉 	豚 
	オレンジ		
	牛肉	牛肉。ハラール牛肉	牛
	あわび		
	まつたけ		
\	羊肉		羊
	ハラール羊肉		
	アルコール		酒 
	ラード		
	料理酒・みりん		
	動物性ショートニング		
	アルコール添加醤油		
	植物性ショートニング		
	アルコール無添加味噌		
	×料理酒・みりん		
	×アルコール添加醤油		
	×豚肉		
	×アルコール		
	×ラード		
			魚
(×貝)		貝	

(注) 1 消費者庁が定めるアレルギー表示品目の☆は平成 20 年 6 月、★は 25 年 9 月に追加されたもの。
 2 ①の「×」は、当該食材を不使用であることを表すもの。
 3 ①のゴシック体文字は、MUSLIM SUPPORT CARD にも表示されているもの。
 4 ②の NPO 法人インターナショナルは、平成 18 年 10 月にピクトグラムによる食材表示活動を開始、22 年 11 月 APEC (横浜市) に導入 (H29. 4. 15 日付け朝日新聞によると、空港内飲食店やデパ地下惣菜売り場など世界 1,300 店舗で使用。)

(4) 医療機関情報の提供

前出の三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)によるムスリム意向調査では、ムスリムが日本を旅行するに際しての飲食、礼拝等の懸念事項について、「行きたくない要因となる」、「不安・不満を感じる」、「気にならない」の3択で回答を得ている。

「緊急時、病気の際の連絡先がわからない」ことについて、訪日経験がない者の7割強(インドネシア人 78.1%、マレーシア 76.2%)、訪日経験がある者でも約6割(インドネシア人 58.1%、マレーシア 61.0%)が、3択のうち前2つを合わせたいわゆるネガティブ回答をしており、ムスリム旅行者においても旅行地の医療機関に係る情報提供のニーズがあることがうかがえる。

また、ムスリムの場合、急病時等は、一般の外国人と同様に言語が通じないことの不安に加え、男女間の身体接触を避けたい(特に女性のムスリムには女性医師による診察が望ましい。)などの戒律上の問題もある(在日ムスリムも同様)。

今回の当局調査結果によると、表 20、21 のとおり、調査対象とした6県全県及び調査対象24市町村のうち8市町村(33.3%)が、自治体等ホームページにより、各管内の医療機関の情報を外国語により提供(予定含む。)している。また、愛知県、富山県及び石川県では、外国語ができる医師がいる医療機関についても情報提供している。さらに、岐阜県及び高山市では、医療通訳の派遣も行っている。

表 20

外国人の利用を想定した医療機関情報の提供状況等（調査対象6県）

（単位：件）

	提供形態	医療機関情報の提供状況							② 外国語ができる医師がいる医療機関に関する情報の提供	その他	
		① 外国語による提供									
		英語	中国語	韓国語	ポルトガル語	スペイン語	フィリピン語	ロシア語			
愛知県	県 HP あいち救急医療ガイド	○							○	英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語のほか、インドネシア語も含め全 13 ヶ国語について対応ができる医療機関を紹介	
富山県	県観光ナビ外国語版から JNTO「訪日外国人旅行者受入可能な医療機関」のサイトへの誘導リンクを 29 年度中に掲載予定	○	○※	○					○	医師等が外国語対応可能な診療科及び対応可能な言語	
石川県	県国際交流協会の HP	○	○	○	○				○	英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ロシア語、フランス語、ドイツ語、スペイン語の対応ができる医療機関を紹介	
岐阜県	県 HP ぎふ医療施設ポータル	○							—		医療通訳ボランティアあっせん事業の実施
静岡県	県 HP 医療ネットしずおか	○	○	○	○				—		
三重県	公益財団法人 三重県国際交流財団の HP にリンク設定	○	○		○	○	○				

(注) 1 ※は、繁体字と簡体字双方で情報提供

2 女性医師がいる医療機関に関する情報を提供している調査対象県はない。

表 21

外国人の利用を想定した医療機関情報の提供状況等（調査対象 24 市町村）

（単位：件）

		提供形態	外国語による医療機関情報の提供													
			英語	中国語	韓国語	ポルトガル語	スペイン語	フィリピン語	ドイツ語	フランス語	イタリア語	タイ語		ヘブライ語		
愛知県	名古屋市	市 HP	○	簡	○	○	○	○								
			保健所や夜間診療を行っている医療機関の情報などを提供													
	豊橋市	市 HP	○	簡		○	○									
緊急医療機関情報のみ提供																
常滑市	自動音声案内	○	繁簡	○	○											
石川県	金沢市	外国語のパンフレット、マップ	○	繁簡	○		○			○	○	○				
岐阜県	高山市	散策マップへの掲載	○	繁簡	○		○		○	○	○	○	○	○	緊急時で通訳等が必要な場合は、官民連携組織のコミュニケーションサポーター制度があり、通訳者を派遣	
	白川村	集落内マップへの掲載	○	繁簡	○							○				
静岡県	静岡市	市国際交流協会 HP	○	○		○	○	○								
三重県	伊賀市	市 HP	○	○		○	○									

(注) 1 「繁」は繁体字、「簡」は簡体字

2 外国語ができる医師や女性医師がいる医療機関の情報を提供している調査対象市町村はない。

II 事例表

1 事業所及び大学における取組

(1) 食事への配慮

事例表 1

事業所名	YKK 株式会社 黒部事業所	所在地	富山県黒部市	業種	製造業
従業員数（平成 29 年 4 月 1 日現在）	約 6000 人（うち、外国人従業員数 約 20 人※）				
※のうち、イスラム圏の国からの従業員数	約 10 人（企業内転勤） 上記のほか、短期研修生の受入年間約 170 人				
件名	社員食堂で昼食にハラール食等を提供するとともに、外国籍社員の入居施設に隣接してハラール認証を取得した多国籍レストランを開設することで夕食にも配慮				
取組の背景	YKK 黒部事業所に集まる外国籍社員は、現地事業所において将来のコアとなる人材であることから、食事や礼拝の慣習に十分に配慮することで、これらの社員が研修に打ち込める環境を整備している。				
取組内容	<p>1 社員食堂でのハラール食等の提供状況</p> <p>① 提供開始時期：平成 29 年 1 月</p> <p>② 提供内容：昼食メニューで、ハラール食 1 種類、ベジタリアン食 1 種類を日替わりで提供</p> <p>③ 食堂の形態：ハラール認証を取得しており、厨房（28.83 m²）や調理器具・食器に至るまで全てハラール専用のものを使用</p> <p>④ 断食月への配慮：ランチをハラール弁当（夕食）に変更して提供</p>				
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>ハラール認証食堂 風景</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>厨房の様子</p>  </div> </div>					
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>提供するハラール プレート例</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>提供するベジタリアン プレート例</p>  </div> </div>					
YKK 黒部事業所提供資料より					

	<p>2 夕食への配慮の状況等</p> <p>① 提供開始時期：平成 29 年 8 月</p> <p>② 提供内容等：外国籍社員の入居施設（※参照）に隣接して、ハラル認証を取得した多国籍レストランを開設。専門のシェフが調理を担当することで、ハラル食を主体にベジタリン食も含め 20 種類のメニューを提供</p> <p>※ 既存の社宅を活用したリノベーション住宅（家具や家電製品備え付け）として平成 29 年 8 月に整備。同年 10 月現在、外国籍社員 7 人が入居</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>外国籍社員入居施設の外観</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>専門スタッフによる入居説明の様子</p>  </div> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">YKK 黒部事業所提供資料より</p>
<p>取組の効果等</p>	<p>外国籍社員が研修に打ち込める環境が整備されたことで、人材の育成がより効果的に図られる。また、帰国した外国籍社員が、日本で受けた食事への配慮などについて現地事業所の同僚に紹介することで、現地籍社員の黒部事業所への受入れも円滑になる。</p>

（注） 「取組の背景」及び「取組の効果等」欄は、調査対象機関の説明による（以下、同じ）。

事例表 2

大学名	金沢大学	学生数(平成28年5月1日現在)	10,488人(うち、外国人留学生557人※)												
※のうちイスラム圏の国からの外国人留学生数(平成28年度)	インドネシア94人、マレーシア24人、バングラデシュ9人、トルコ3人、イラン1人、エジプト3人：計134人(男75、女59)														
件名	学生食堂で夕食時間帯にもハラール食を提供するとともに、利用要領を作成・配布														
取組の背景	ハラール食を望むムスリムの留学生と、その要望を教員経由で受けた大学生協が協力し、豚肉等関係及びアルコール関係の食材、調味料等についてのハラール食の基準を定め、提供を始めた。														
取組内容	<p>1 学生食堂におけるハラール食の提供</p> <p>ムスリムの留学生からハラール食の提供についての要望を受けた留学生担当教員が大学生協に相談、留学生の協力も得て、ハラール認証を取得することなく、ハラール食の基準とマークを定め、平成22年11月から提供を開始した。</p> <p>その結果、この基準に基づき、表1のとおり、ムスリムの留学生が多い角間キャンパスの南地区にある南福利食堂において、ハラール食を提供しており、平日は、昼食だけでなく、夕食の時間帯を含む20時まで2種類のメニューで対応している。</p> <p>また、土曜日も、ランチタイムだけであるがハラールの野菜カレーを提供している。これらハラール食には、一見して分かるよう「HALAL」と表記している。</p> <p>表1 南福利食堂(フレポ)におけるハラール食の提供状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>曜日</th> <th>開店時間</th> <th>ハラール食提供時間</th> <th>ハラール食の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月～金</td> <td>8:00～14:45 16:30～19:30</td> <td>11:00～14:45 16:30～19:30</td> <td>野菜カレー、フライドチキン又はチキンステーキ</td> </tr> <tr> <td>土</td> <td>11:00～13:30</td> <td>同左</td> <td>野菜カレー</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金沢大学の資料による。</p> <p>2 学生食堂における原材料表記</p> <p>上記1以外的一般メニューについては、(学内の他の食堂も)下図のように食材中アレルギーをピクトグラムで表示している。この中には、例えばムスリムにとって禁忌とされている豚肉も含まれていることから、結果的にムスリム等のメニュー選択の参考になっている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>表示を義務づけられている7品目</p>  <p>表示を推奨されている20品目</p>  <p>特別に認められている表示</p>  <p>魚介類…「たん白加水分解物」「魚醤」「魚肉すり身」「魚油」「魚介エキス」などを含む食品 <small>網で無分別に捕獲したものを、そのまま原材料として用いるため、どの種の魚介類が入っているか把握できないものがあります。上記の場合に限り「魚介類」の表示を行っています。</small></p> </div>			曜日	開店時間	ハラール食提供時間	ハラール食の内容	月～金	8:00～14:45 16:30～19:30	11:00～14:45 16:30～19:30	野菜カレー、フライドチキン又はチキンステーキ	土	11:00～13:30	同左	野菜カレー
曜日	開店時間	ハラール食提供時間	ハラール食の内容												
月～金	8:00～14:45 16:30～19:30	11:00～14:45 16:30～19:30	野菜カレー、フライドチキン又はチキンステーキ												
土	11:00～13:30	同左	野菜カレー												

3 調理過程におけるハラール対応

表2のとおり、ハラール対応は、ハラール食材の使用に加え、調理過程においても実施されている。

表2 南福利食堂(フレボ)の調理過程におけるハラール対応の概要

調理過程	ハラール対応の概要
貯 蔵	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラムの材料と別の容器で貯蔵 ・ハラムの材料を貯蔵した容器を使う際は、皿洗い機で完全洗浄 ・ハラムの材料と分けた指定区画で貯蔵 ・冷凍庫、冷蔵庫等では、密閉容器等で保存
調理準備	<ul style="list-style-type: none"> ・手と調理器具の徹底洗浄、エタノール消毒、完全乾燥
調 理 中	<ul style="list-style-type: none"> ・トング他料理器具はハラム食とは別々に使用 ・食用油、小麦粉等はハラム食と共用しない。 ・ハラム食に触れた手は、再度洗浄、消毒
提 供	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラム食と同じカウンターで一緒に出さない。

(注) 金沢大学の資料による。

4 ハラール食利用要領

南福利食堂フレボでハラール食を食べるにはいつどこに行けばいいかを写真入りで図示し、また、具体的なハラール対応について、上記1～3の内容を詳細に示した利用要領「NST(Natural Science and Technology) Cafeteria」を作成している。

利用要領は、食堂のメニューケース等に掲示するとともに、留学生のオリエンテーションで配付し、周知を図っている。

5 その他

ムスリムの留学生からの要望があり、大学生協売店で、ハラール認証を受けたお菓子類を販売している。生協としても、食堂以外でもムスリムの方に利用してほしいという意向があった。

取組の効果等

ムスリムの留学生が、安心して大学内で食事できるようになった。
今後の展開については、原材料にハラムの材料が含まれていないかの調査にメーカーの協力を得ることが難しい場合もあり、食材を拡大するのが困難な状況ではあるが、少しずつでも新しいメニューを提供したいと考えている。

現場の写真

南福利食堂のハラール表記



売店のハラール菓子



事例表 3

事業所名	豊田鉄工株式会社	所在地	愛知県豊田市	業種	輸送用機械器具製造業
従業員数 (平成 29 年 4 月 1 日現在)	2,265 人 (うち外国人 10 人※)				
※のうち、イスラム圏の国からの従業員数	10 人 (インドネシア人・男性・技能実習生)				
件名	社員食堂 (昼食) のメニューに豚肉等の使用状況を表示				
取組の背景	<p>豊田鉄工株式会社 (以下「豊田鉄工(株)」という。) は、約 20 年前から、海外に設置した事業所のリーダー育成のため、インドネシア等の事業所から短期間 (3 か月程度) の技能実習生を受け入れていた。</p> <p>その後、豊田鉄工(株)では、平成 29 年 2 月から、これまでに例のない 3 年間の長期間でムスリムの技能実習生 (インドネシア人: 10 人) を受け入れることとなったため、勤務環境における宗教的な配慮が必要と判断し、本社の社員食堂 (昼食) のメニューに豚肉等の使用状況を英語及び絵で表示し、メニュー選択のための情報提供等の取組を実施している。</p>				
取組内容	<p>【豚肉等の使用状況を英語及び絵で表示】</p> <p>○ 本社食堂 (昼食) のメニューに豚肉・牛肉の使用状況を英語 (「Pork is used in this dish」 「Beef is used in this dish」) 及び絵で表示し、メニュー選択のための情報を提供</p>				
	 <p>豚肉の使用状況を英語及び絵で表示</p>				
					

○ ムスリム等に配慮した豚肉等を使用しないサラダバーの提供



取組の効果等

豊田鉄工(株)は、社員食堂(昼食)におけるムスリムの技能実習生に配慮した取組の効果について、①ムスリムの技能実習生に好評であり、②日本人従業員のムスリムの宗教的な生活習慣に対する理解が深まったとしている。

事例表 4

大学名	名古屋経済大学	学生数(平成 28 年 5 月 1 日現在)	2,161 人(うち、外国人留学生 463 人※)
※のうちイスラム圏の国からの外国人留学生数(平成 28 年度)	インドネシア 6 人、ウズベキスタン 5 人、セネガル 1 人、中国(ウイグル地区) 1 人：計 13 人		
件名	大学構内で、昼食時に移動販売を行うハラール対応のキッチンカーを活用		
取組の背景	<p>平成 25 年度から新たな教育目標のひとつとした「アジアで輝く人材」育成をするため、アジアからの留学生を積極的に受け入れ、日本人学生と留学生が協力し、競争して成長する場を作ってきた。</p> <p>徐々に増加するムスリム留学生の受入れに対し、平成 26 年度以降、食事面や礼拝場所の確保など宗教的配慮に取り組むこととなった。</p> <p>食事面では、学食のメニューを増やすという対応はすぐには難しいため、東海地区のキッチンカーの営業店(平成 29 年 10 月 141 店加盟)で構成する東海移動販売車組合(所在地：岐阜県各務原市)に、ハラールメニューを用意しているキッチンカーも含めて来てもらうよう依頼した。</p>		
取組内容	<p>本学では、平成 29 年 4 月から東海移動販売車組合に加盟している店のうち、近隣の 15 店ほどが 7 号館前でキッチンカーにより毎週火曜日、水曜日及び木曜日の 3 回営業している(一日当たり 2 店、キッチンカー各 1 台。営業時間：10:30~14:00)。このうち、ハラール対応は、毎週木曜日のケバブタイム店(1 店)で行っている。メニューには、ケバブサンド及びトルコアイスがある。</p> <p>このキッチンカー営業について、本学では、教職員、学生に対し校内の建物 7 か所で月ごとのチラシを掲示して案内を行っている。</p>		
	<p>ケバブタイム店のキッチンカー</p> 		

<p>取組の効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学内におけるキッチンカー営業は、平成 29 年度から試行を開始したばかりであり、ハラール対応は週 1 回であるため、その効果は限定的であるものの、名古屋経済大学は、増加傾向にあるイスラム圏からの留学生に対して配慮する姿勢を示している。 ○ ハラール対応のキッチンカーは毎日の営業でないため、今後は学食でハラール対応メニューの導入や原材料の表記なども行う必要がある。 ○ 学食を充実させることができれば良いが、学生全体に対するムスリム留学生の割合が低いいため、直ちにハラール対応メニューを追加することが難しい。
---------------	--

(2) 礼拝への配慮

事例表 5

事業所名 (所在地)	はごろもフーズ株式会社 (本社：静岡県静岡市)		業種	食品製造業									
	焼津プラント (静岡県焼津市)	木曾岬プラント (三重県木曾岬町)											
従業員数 <small>(平成 29 年 4 月 1 日現在)</small>	162 人 (うち外国人 21 人※)	110 人 (うち外国人 20 人※)											
※のうち、イスラム圏から	インドネシア人 21 人 (技能実習)	インドネシア人 20 人 (技能実習)											
件名	休憩室を改装して、礼拝室とシャワールームを設置するなど、主要プラントにおいて、礼拝やウドゥに配慮												
取組の背景	<p>当該 2 プラントでは、それぞれ常時約 20 人の女性インドネシア人の技能実習生(ムスリムであると考えられる。)がおり、各種の生産ラインに従事している。</p> <p>これら技能実習生は、全従業員のうち、焼津プラントで 13%(21/162)、木曾岬プラントで 18%(20/110)を占めており、大切な戦力であること、また、当社はインドネシアにも工場を持ち、ムスリムの宗教的戒律を理解していたため、礼拝室の整備等が必要と判断して実施した。</p>												
取組内容	<p>当該 2 プラントでは、表 1 のとおり、礼拝場所とウドゥ用設備をムスリム従業員に提供し、昼休み等勤務時間外の利用に供している。</p> <p>表 1 はごろもフーズ株式会社焼津プラント及び木曾岬プラントにおけるムスリム向け礼拝場所及びウドゥ用設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>焼津プラント</th> <th>木曾岬プラント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>礼拝場所</td> <td>更衣室(2階)の空きスペースで礼拝</td> <td>休憩用に使っていた和室、ロッカールーム等を、礼拝室(5.5畳)、休憩室(6畳)に改修</td> </tr> <tr> <td>ウドゥ用設備</td> <td>工場入口手前の作業準備室(1階)に、シャワー付きホースを設置(1箇所)</td> <td>浴室をシャワールームに改修し、蛇口を低い位置に設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 各プラントからの回答による。</p> <p>当局が現地を確認した木曾岬プラントでは、現在、実習生休憩室の奥のスペースを礼拝室としている。キブラを示すシールなどは設置されていないが、ムスリム従業員は、部屋の角に対して垂直に方向に位置して正面を向くと正しい礼拝方向になると承知しているとのことである。</p> <p>また、木曾岬プラントの礼拝室の隣には浴室を改修したシャワールームがあり、ウドゥに使用されている。シャワールームであるので、水が外に飛び散る心配もない。</p>					焼津プラント	木曾岬プラント	礼拝場所	更衣室(2階)の空きスペースで礼拝	休憩用に使っていた和室、ロッカールーム等を、礼拝室(5.5畳)、休憩室(6畳)に改修	ウドゥ用設備	工場入口手前の作業準備室(1階)に、シャワー付きホースを設置(1箇所)	浴室をシャワールームに改修し、蛇口を低い位置に設置
	焼津プラント	木曾岬プラント											
礼拝場所	更衣室(2階)の空きスペースで礼拝	休憩用に使っていた和室、ロッカールーム等を、礼拝室(5.5畳)、休憩室(6畳)に改修											
ウドゥ用設備	工場入口手前の作業準備室(1階)に、シャワー付きホースを設置(1箇所)	浴室をシャワールームに改修し、蛇口を低い位置に設置											
取組の効果等	<p>専用の礼拝室を整備したため、日本人従業員のムスリムの宗教的戒律に対する理解が深まった。また、専用の礼拝室は、ムスリム従業員に好評であった。</p>												

現地の写真

【木曾岬プラント】

礼 拝 室



ウドゥ用設備
(シャワールーム)



事例表 6

事業所名	株式会社半谷製作所	所在地	愛知県大府市	業種	製造業
従業員数（平成 29 年 4 月 1 日現在）	204 人（うち外国人 29 人※）				
※のうち、イスラム圏からの従業員数	29 人（インドネシア人・男性・技能実習生）				
件名	工場内の未使用室を礼拝場所として開放するとともに、ウドゥ用設備を設置				
取組の背景	<p>3 年ほど前から受け入れているインドネシア人の技能実習生が、休憩時間に落ち着いて礼拝できるよう、未使用室を礼拝場所として使ってもらっている。</p> <p>当初、彼らは礼拝の前に既存の手洗い場所でウドゥをしていたが、高い位置で足を洗うと床が濡れてしまうので、1 年ほど前にウドゥ用設備を設置した。</p>				
取組内容	<p>【同社大府工場の施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未使用建屋の 2 階、約 20 m²の室を礼拝場所として開放 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者は男性のみであるため、仕切り等は不要 ・ 礼拝用マットは各自のものを使用 ○ 礼拝場所の一角に、ウドゥ用設備を設置（工事費約 10 万～20 万円） <ul style="list-style-type: none"> ・ ホース付きのシャワーを設置 ・ 洗濯機の設置に使うような水受け、木製パレット、マットを設置 				
					
取組の効果等	<p>施設整備によって、快適に礼拝を行ってもらえることが、勤勉な姿勢にもつながっていると思う。</p> <p>ムスリムの技能実習生 30 人のうち 1 人がホームシックで帰国してしまったこともあって、施設整備以外にもできるだけ配慮している（例：通常は昼夜勤務を隔週交代のところ、断食月においては、希望者には 2 週間の夜勤とするなど）。</p> <p>技能実習生には、自国の文化を大切にするとともに、日本の良い点を自国に持ち帰ってほしいという想いから、日々のコミュニケーションを深めている。</p>				

事例表 7

事業所名	豊田鉄工株式会社	所在地	愛知県 豊田市	業種	輸送用機械器具製造業
従業員数 (平成 29 年 4 月 1 日現在)	2,265 人 (うち外国人 10 人※)				
※のうち、イスラム圏からの従業員数	10 人 (インドネシア人・男性・技能実習生)				
件名	ムスリムの技能実習生が長期になったことを契機に、礼拝場所及びウドゥ用設備を設置				
取組の背景	<p>豊田鉄工株式会社 (以下「豊田鉄工(株)」という。) は、約 20 年前から、海外に設置した事業所のリーダー育成のため、インドネシア等の事業所から短期間 (3 か月程度) の技能実習生を受け入れていた。</p> <p>その後、豊田鉄工(株)では、平成 29 年 2 月から、これまでに例のない 3 年間の長期間でムスリムの技能実習生 (インドネシア人 : 10 人) を受け入れることとなったため、勤務環境における宗教的な配慮が必要と判断し、本社工場内に礼拝場所等を設置している。</p>				
取組内容	<p>【専用の礼拝場所】</p> <p>○ 本社工場会議室横 (旧食堂跡) に専用の礼拝場所を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 礼拝場所は、パーティションで仕切られており、人目に触れずに礼拝することが可能 ・ パーティションの外側には、「お祈り場所 Prayer Room」等を表示 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 礼拝場所は、約 6 畳の広さであり、床には絨毯を設置 				

○ 礼拝場所のすぐ近くにウドゥ（礼拝の前に体の一部を水で洗う行為）用設備を設置（工事費約 30 万円）

- ・ ホース付きのシャワー及び排水溝を設置



- ・ 足を洗いやすい位置に水道の蛇口を設置

取組の効果等

豊田鉄工(株)は、礼拝場所等を設置した効果について、①ムスリムの技能実習生に好評であり、②日本人従業員のムスリムの宗教的な生活習慣に対する理解が深まったとしている。

なお、ムスリムの技能実習生は、昼休みや勤務終了後に礼拝場所等を使用している。

事例表 8

大学名	金沢大学	学生数(平成28年5月1日現在)	10,488人(うち、外国人留学生557人※)														
※のうち、イスラム圏の国からの外国人留学生数(平成28年度)	インドネシア94人、マレーシア24人、バングラデシュ9人、トルコ3人、イラン1人、エジプト3人 : 計134人(男75、女59)																
件名	大学構内に特定の宗教に限定しない礼拝室等を設置し、留学生担当教員の監督の下、留学生組織が管理・運営																
取組の背景	インドネシア人留学生の増加する中、理工学域の留学生担当教員がムスリムの留学生から礼拝所の設置についての要望を受け、大学内での協議を経て、角間キャンパス自然科学本館3階に、2011年度にウドゥ用設備(足洗い場)、2016年度に、礼拝室を設置するに至った。																
取組内容	<p>1 礼拝室設置経緯</p> <p>金沢大学では、表1のとおり、インドネシアからのムスリムの留学生の増加に伴い、2011年度には仮設の「Prayer Space」とウドゥ用設備(足洗い場)を設置、2016年度には、これまで礼拝場所として利用されていた共用スペースを本来の利用に供するため、これとは別に礼拝室(Prayer Room)を設置した。</p> <p>表1 金沢大学(自然科学本館3階)の礼拝室(Prayer Room)等設置経緯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>年度</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 「留学生控室」の設置 (2010年度)</td> <td>2009年度後期～</td> <td>自然科学研究科数物科学専攻とバンドン工科大学との修士二重学位プログラム開始</td> </tr> <tr> <td>2010年度前期～</td> <td>同プログラムのインドネシア人学生が金沢大学で履修開始、 インドネシア人留学生が急増 → 受入分野の研究棟内(角間キャンパス中地区)に「留学生控室」設置、ムスリム留学生が礼拝場所に利用</td> </tr> <tr> <td>② 「Prayer Space」及び「足洗い場」の設置 (2011年度後期)</td> <td>2011年度</td> <td>金沢大学とインドネシア高等教育省が覚書を締結、その結果、インドネシア人留学生が全学的に急増 → a)人間社会学系棟内に仮設の「Prayer Space」を設置 b)自然科学本館(角間キャンパス南地区)3階トイレ内に足洗い場を設置</td> </tr> <tr> <td>③ 「Prayer Room」の設置 (2016年度末)</td> <td>2016年度</td> <td>上記b)本館では、共用スペースが恒常的に礼拝に用いられていたため(イスラム圏からの理工系留学生は111人)、正式な礼拝室の設置と共用スペース利用の適正化を検討 → 本館3階ホールを改装して「Prayer Room」を設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金沢大学の説明による。</p> <p>2 施設利用のルール</p> <p>礼拝室の設置にあたってはムスリム留学生の希望も集約するとともに、運営のルールに関してもムスリム留学生が原案を作成し、「礼拝室利用内規」(日本語版と英語版。以下「内規」という。)を取り決めた。礼拝室の利用については、男女各1名の学生代表が利用責任者となり、利用者達が主体的に運営する仕組みになっている。</p> <p>内規は、利用者の目につくように、礼拝室の扉の横、「Prayer Room」のプレートの下に掲示している。</p>			事項	年度	内容	① 「留学生控室」の設置 (2010年度)	2009年度後期～	自然科学研究科数物科学専攻とバンドン工科大学との修士二重学位プログラム開始	2010年度前期～	同プログラムのインドネシア人学生が金沢大学で履修開始、 インドネシア人留学生が急増 → 受入分野の研究棟内(角間キャンパス中地区)に「留学生控室」設置、ムスリム留学生が礼拝場所に利用	② 「Prayer Space」及び「足洗い場」の設置 (2011年度後期)	2011年度	金沢大学とインドネシア高等教育省が覚書を締結、その結果、インドネシア人留学生が全学的に急増 → a)人間社会学系棟内に仮設の「Prayer Space」を設置 b)自然科学本館(角間キャンパス南地区)3階トイレ内に足洗い場を設置	③ 「Prayer Room」の設置 (2016年度末)	2016年度	上記b)本館では、共用スペースが恒常的に礼拝に用いられていたため(イスラム圏からの理工系留学生は111人)、正式な礼拝室の設置と共用スペース利用の適正化を検討 → 本館3階ホールを改装して「Prayer Room」を設置
事項	年度	内容															
① 「留学生控室」の設置 (2010年度)	2009年度後期～	自然科学研究科数物科学専攻とバンドン工科大学との修士二重学位プログラム開始															
	2010年度前期～	同プログラムのインドネシア人学生が金沢大学で履修開始、 インドネシア人留学生が急増 → 受入分野の研究棟内(角間キャンパス中地区)に「留学生控室」設置、ムスリム留学生が礼拝場所に利用															
② 「Prayer Space」及び「足洗い場」の設置 (2011年度後期)	2011年度	金沢大学とインドネシア高等教育省が覚書を締結、その結果、インドネシア人留学生が全学的に急増 → a)人間社会学系棟内に仮設の「Prayer Space」を設置 b)自然科学本館(角間キャンパス南地区)3階トイレ内に足洗い場を設置															
③ 「Prayer Room」の設置 (2016年度末)	2016年度	上記b)本館では、共用スペースが恒常的に礼拝に用いられていたため(イスラム圏からの理工系留学生は111人)、正式な礼拝室の設置と共用スペース利用の適正化を検討 → 本館3階ホールを改装して「Prayer Room」を設置															

利用は、館内立ち入り禁止期間を除き、入館カードを持っている学生や職員であれば夜間も常時自由に出入り可能となっている。利用者については、内規には、「金沢大学に在籍する学生及び教職員で、信仰上の理由により礼拝や黙想の時間を必要とする者」とあり、特定の宗教に限定しない考えを示している。

また、内規には、以下のとおり、礼拝室等の利用に際しての注意事項を示している。

表2 礼拝室の内規に規定されている利用上の注意事項

<p><注意事項(主なもの)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 礼拝・黙想以外の使用厳禁 ・ 携帯電話の使用禁止(静謐な空間の維持) ・ 男性は、室内カーテン奥の女性エリアを侵害しないこと ・ 集団での礼拝の際、女性利用者等が通るスペースを残しておくこと ・ 礼拝儀式用の用具・楽器、ろうそく・お香を含む火気の使用を禁止 ・ 礼拝室及びウドゥ用設備(足洗い場)の清潔・整理の保持 ・ 退出時にすべての個人所有物を持ち出すこと(大学は紛失・盗難に関知しない。) ・ 注意事項が遵守されない場合は、退出や一時利用停止

(注)内規による。

3 礼拝室とウドゥ用設備(足洗い場)の仕様

設備の主な仕様は表3のとおりであり、礼拝室には、礼拝方向を示すキブラ設置されていない。これは、礼拝室の利用を特定の宗教に限定しない考えの表れである。その代わり、仕切りカーテンが室を斜めに区切るかたちに設置されており、礼拝方向は、このカーテンに対し垂直に背を向けた方向となっている(内規に明記されている。)

表3 礼拝室とウドゥ用設備の主な仕様(角間キャンパス南地区 自然科学本館3階)

区 分	設置場所	主 な 仕 様
礼拝室 (Prayer Room)	ホール (礼拝室奥 は、情報 機器室)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 20 m²、カーペット敷、仕切りカーテン(奥が女性用エリア) ・ 女性用エリアには、収納棚(マット等)及び鏡 ・ 火災報知機 ・ 掃除機、靴箱(室外)
ウドゥ用設備 (足洗い場)	トイレ内 (男女各1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗面台横、低位置に設置 ・ 自動水栓

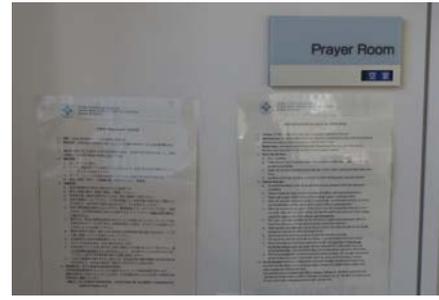
(注)当局の調査結果による。

取組の効果等

- 正式な礼拝室ができたことにより、それまで恒常的に礼拝場所に使われていた共用スペースが礼拝以外の者も使用する本来の姿に戻り、ムスリムも他の者に気兼ねなく礼拝できるようになった。
- 礼拝室の利用者は、昼休みが最も多く一度に10数人が入れ替わり利用している。また、利用時間を限定していないので、夕方・日没後にも利用が多い。(ムスリム以外の利用はまだ確認していないとのことである。)
- 大学公認の留学生組織が、礼拝室等に係るムスリム留学生の意見の集約、仕様案・内規案作成に関与し、運用開始後も自主的に管理していること、また、当該留学生組織の顧問を務める理工学域留学生教育研究室教員が施設管理責任者として、しばしば施設の状況を確認し、留学生に利用上の問題がないか尋ねていることから、トラブルなく運営されている。

施設の写真

礼拝室



ウッド用設備
(足洗い場)

(写真は、男子トイレ内)



事例表 9

大学名	名古屋経済大学	学生数(平成 28 年 5 月 1 日現在)	2,161 人(うち、外国人留学生 463 人※)
※のうちイスラム圏の国からの外国人留学生数(平成 28 年度)	インドネシア 6 人、ウズベキスタン 5 人、セネガル 1 人、中国(ウイグル地区) 1 人：計 13 人		
件名	留学生の受入推進等の観点から、校内の一室を礼拝室として供用		
取組の背景	平成 25 年度から新たな教育目標のひとつとした「アジアで輝く人材」育成をするため、アジアからの留学生を積極的に受け入れ、日本人学生と留学生が協力し、競争して成長する場を作ってきた。徐々に増加するムスリム留学生の受入れに対し、平成 26 年度以降、食事面や礼拝場所の確保など宗教的配慮に取り組むこととなった。		
取組内容	<p>本学の 2、5、6、7 号館には、留学生が授業を受講する教室があり、5 号館の 2 階に国際交流室がある。平成 27 年には、5 号館 6 階の研究室(5601 室)を礼拝室とした。</p> <p>礼拝室の入り口扉には「Silent Room」と表示されており、学生は国際交流室で部屋の鍵を借りて利用することになっている。</p> <p>室内は、礼拝マットを敷いている。キブラは柱に貼付してある。ただし、ウドゥ用設備としては、研究室時代の水道をそのまま使用していることから、水道蛇口の位置が高く、足を洗いにくい構造である。</p> <p>なお、これまで礼拝室は、ムスリムの男子学生が使用していたが、今後は女子学生にも対応できる方法を検討していきたいとしている。</p>		
礼拝室の扉			
			

	<p style="text-align: center;">礼拝室の中</p> 
<p>取組の効果等</p>	<p>平成 26 年 4 月にセネガルからの留学生を受け入れたのが端緒で、毎年 3 月下旬から 4 月上旬に行う全留学生を対象としたオリエンテーションにおいて、キッチンカーや礼拝室についての説明を行っている。</p> <p>平成 28 年まではインドネシアからの留学生 1 人が礼拝室を使用していたが、現在名古屋経済大学に在籍するインドネシアからの留学生 6 人、ウズベキスタンからの留学生 5 人は礼拝室を使用していないようである。ウズベキスタン人の教員 1 人の使用状況については承知していない。</p> <p>ウドゥのための水道の位置等に関する苦情は出ていない。</p> <p>今後もムスリム留学生の入学が増える可能性があるため、さらなる宗教的配慮を学内で検討していきたいと考えている。</p>

(3) その他

事例表 10

大学名	— (大学の意向により、匿名)																																																			
イスラム圏の国からの外国人留学生数 (平成 28 年度)	インドネシア 73 人、マレーシア 40 人、バングラデシュ 22 人、パキスタン 1 人、トルコ 12 人、アフガニスタン 16 人、イラン 5 人、ウズベキスタン 26 人、サウジアラビア 2 人、エジプト 13 人 : 計 210 人																																																			
件名	教職員・学生のムスリムへの理解を深めるための冊子を作成																																																			
取組の背景	ムスリムの学生と教員は、日頃の研究や生活の中で宗教的配慮に関する疑問や工夫をそれぞれ持っているため、これを広く分かち合うことができれば有益だと考え、学生と教員が協同して話し合い、日本人イスラム指導者の専門的知見を入れながらとりまとめ、冊子「ムスリムの学生生活～ともに学ぶ教職員と学生のために」を作成した。																																																			
取組内容	<p>○ 作成者(初版)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ムスリムの学生(5名)、留学生センター教員(1名) ・監修:モスク指導者(1名)、協力:大学内外の教員(6名) <p>○ 作成経緯</p> <p>H23 大学HP掲載 H24.2 冊子として初版 350 部 H26.2 改訂版 500 部 (初版の在庫減のため。巻末にイスラムの語彙リストを追加)</p> <p>○ 冊子の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1 ムスリムと学生生活</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1) ムスリム学生を迎えるにあたって</td> </tr> <tr> <td>・渡航前</td> <td>ハラール食を出す食堂や先輩ムスリムについての情報提供が有益</td> </tr> <tr> <td>・出迎え</td> <td>空港で新入ムスリムを出迎えるのは、同性の学生が適当</td> </tr> <tr> <td>・空港からの道中</td> <td>礼拝したいと言われる場合の心づもり、断食月についての注意</td> </tr> <tr> <td>・歓迎会と食事</td> <td>ハラール食の提供、原材料表示に留意。参考ウェブサイトの紹介</td> </tr> <tr> <td>・毎日の礼拝</td> <td>一日 5 回の礼拝、ウドゥの方法(床が濡れたら拭くこと)の説明</td> </tr> <tr> <td>・金曜集会</td> <td>集会場所の教示の準備、公式行事回避の配慮、会議室の利用申請</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 授業やセミナーにおいて</td> </tr> <tr> <td>・礼拝時間と授業時間</td> <td>礼拝時間に係る授業の延長に注意</td> </tr> <tr> <td>・断食月の間の研究</td> <td>無理のない断食。断食明けのお祭りによる研究の欠席は事前承諾</td> </tr> <tr> <td>・授業中の配慮</td> <td>ゲーム的活動の男女の身体接触等への配慮、見学の容認</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(3) 課外活動・日常生活にあたって</td> </tr> <tr> <td>・ゼミ旅行</td> <td>ハラール食、共同浴場の回避、相部屋の回避などに配慮</td> </tr> <tr> <td>・断食月の集会</td> <td>日没後の食事に集まれる場所があることが望ましい。</td> </tr> <tr> <td>・文化交流の考え方</td> <td>日本人が重視する価値観はイスラムと共通するところが多い。</td> </tr> <tr> <td>・規範を守るということ</td> <td>服装規範も無理強いではなく、自らの帰依による。</td> </tr> <tr> <td>2 大学と宗教・文化の関係</td> <td>ムスリム学生の生活環境の向上は大学の多文化環境整備の一環 (例) 学生食堂におけるハラール食の提供、原材料表示など</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 ムスリム学生をもっと知ろう</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1) ムスリムとは</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 日本・大学で学ぶムスリム学生は?</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(3) 学内外の関連機関・人々</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主な参考文献</td> </tr> <tr> <td colspan="2">語彙リスト (イスラムの大切な語彙と表現)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 冊子には、この項目・内容について、日本語と英語で記載されている。</p>		項目	主な内容	1 ムスリムと学生生活		(1) ムスリム学生を迎えるにあたって		・渡航前	ハラール食を出す食堂や先輩ムスリムについての情報提供が有益	・出迎え	空港で新入ムスリムを出迎えるのは、同性の学生が適当	・空港からの道中	礼拝したいと言われる場合の心づもり、断食月についての注意	・歓迎会と食事	ハラール食の提供、原材料表示に留意。参考ウェブサイトの紹介	・毎日の礼拝	一日 5 回の礼拝、ウドゥの方法(床が濡れたら拭くこと)の説明	・金曜集会	集会場所の教示の準備、公式行事回避の配慮、会議室の利用申請	(2) 授業やセミナーにおいて		・礼拝時間と授業時間	礼拝時間に係る授業の延長に注意	・断食月の間の研究	無理のない断食。断食明けのお祭りによる研究の欠席は事前承諾	・授業中の配慮	ゲーム的活動の男女の身体接触等への配慮、見学の容認	(3) 課外活動・日常生活にあたって		・ゼミ旅行	ハラール食、共同浴場の回避、相部屋の回避などに配慮	・断食月の集会	日没後の食事に集まれる場所があることが望ましい。	・文化交流の考え方	日本人が重視する価値観はイスラムと共通するところが多い。	・規範を守るということ	服装規範も無理強いではなく、自らの帰依による。	2 大学と宗教・文化の関係	ムスリム学生の生活環境の向上は大学の多文化環境整備の一環 (例) 学生食堂におけるハラール食の提供、原材料表示など	3 ムスリム学生をもっと知ろう		(1) ムスリムとは		(2) 日本・大学で学ぶムスリム学生は?		(3) 学内外の関連機関・人々		主な参考文献		語彙リスト (イスラムの大切な語彙と表現)	
項目	主な内容																																																			
1 ムスリムと学生生活																																																				
(1) ムスリム学生を迎えるにあたって																																																				
・渡航前	ハラール食を出す食堂や先輩ムスリムについての情報提供が有益																																																			
・出迎え	空港で新入ムスリムを出迎えるのは、同性の学生が適当																																																			
・空港からの道中	礼拝したいと言われる場合の心づもり、断食月についての注意																																																			
・歓迎会と食事	ハラール食の提供、原材料表示に留意。参考ウェブサイトの紹介																																																			
・毎日の礼拝	一日 5 回の礼拝、ウドゥの方法(床が濡れたら拭くこと)の説明																																																			
・金曜集会	集会場所の教示の準備、公式行事回避の配慮、会議室の利用申請																																																			
(2) 授業やセミナーにおいて																																																				
・礼拝時間と授業時間	礼拝時間に係る授業の延長に注意																																																			
・断食月の間の研究	無理のない断食。断食明けのお祭りによる研究の欠席は事前承諾																																																			
・授業中の配慮	ゲーム的活動の男女の身体接触等への配慮、見学の容認																																																			
(3) 課外活動・日常生活にあたって																																																				
・ゼミ旅行	ハラール食、共同浴場の回避、相部屋の回避などに配慮																																																			
・断食月の集会	日没後の食事に集まれる場所があることが望ましい。																																																			
・文化交流の考え方	日本人が重視する価値観はイスラムと共通するところが多い。																																																			
・規範を守るということ	服装規範も無理強いではなく、自らの帰依による。																																																			
2 大学と宗教・文化の関係	ムスリム学生の生活環境の向上は大学の多文化環境整備の一環 (例) 学生食堂におけるハラール食の提供、原材料表示など																																																			
3 ムスリム学生をもっと知ろう																																																				
(1) ムスリムとは																																																				
(2) 日本・大学で学ぶムスリム学生は?																																																				
(3) 学内外の関連機関・人々																																																				
主な参考文献																																																				
語彙リスト (イスラムの大切な語彙と表現)																																																				

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 冊子の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任教職員研修、ムスリム学生の自己紹介時（初版時） ・ 留学生に対する勉学支援の研修会、国際学生寮における居住者支援の研修会、留学生のホームステイを受け入れるホストファミリーの研修会など ・ イスラム圏の教育関係者による視察の際に、当冊子により、本学の取組を紹介
取組の効果等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学関係者の記述等から、本冊子の作成・活用により以下のような効果があり、学内だけでなく、外部への波及効果があったことがうかがえる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ムスリムに馴染みがなかった教職員・学生に加え、これまでムスリム学生の近くで過ごしていた者からも、新たな知識を得られたという感想があった。 ・ ムスリム学生が出身国の友人に紹介し、本学への留学の勧奨に役立った。 ・ 学外やメディアからの問い合わせ多数。 <ul style="list-style-type: none"> ムスリムの小学生が多い地域で、本冊子を参考に級友や保護者の理解を促す教材の作成を企画、他大学から本冊子のウェブ資料にリンクを貼る依頼など ・ ハラル食についての認知や取り組みが、ベジタリアン食への理解にも繋がるなど、大学が多文化環境整備に取り組むことが当然であるという考え方が浸透

3 旅行者への配慮

(1) 県・市町村における受入環境整備と情報提供

事例表 11

自治体名	静岡県	外国人延べ宿泊者数(平成28年※)	1,570,350人
※のうち、イスラム圏の国からの延べ宿泊者数 (平成28年観光庁宿泊旅行統計調査の確定値)		インドネシア 15,760人、マレーシア 19,550人	
件名	県内の市町又は観光客誘致事業を実施する団体に対して、ふじのくにしずおか観光振興アドバイザーとして登録されたムスリムの専門家を派遣し、指導・助言を実施		
取組の背景	静岡県は、平成27年度に県内観光施設から、ムスリムのハラールの対応に関する指導の要望があったため、同年度に静岡ムスリム協会事務局長等に就任しているムスリムの専門家(1人)に依頼して、ふじのくにしずおか観光振興アドバイザー(以下「観光振興アドバイザー」という。)として登録している。		
取組内容	<p>1 観光振興アドバイザーの業務内容等</p> <p>静岡県は、平成20年度から、観光客を受け入れる上での環境整備等について専門的知識を有する者(既に登録された観光振興アドバイザーの推薦を受けた者等)について、①同県観光振興課長が適当と認め、②本人の承諾を得ることができれば、観光振興アドバイザーとして登録している(平成29年10月現在41人登録)。</p> <p>観光振興アドバイザーは、県内の市町又は観光客誘致事業を実施する団体(ホテル等個別の事業者も含む。)からの派遣要請を受けて、観光客を受け入れる上での必要な条件、観光地教育、満足度向上施策等の受入れ環境整備等について指導・助言を行っている。</p> <p>2 ムスリムの専門家(観光振興アドバイザー)の活動内容</p> <p>ムスリムの専門家(1人)は、観光振興アドバイザーとして、派遣先のホテル等に対し、①ムスリムの宗教的な生活習慣(礼拝、断食月、服装、ハラールな食品の内容等)、②食事の提供に関する注意事項(食材の内容をピクトグラム等で表示し、食事の適否の判断材料を提供等)等について指導・助言を行っている(派遣回数は、平成29年10月現在で計6回)。</p>		
取組の効果等	静岡県は、ムスリムの専門家(1人)を観光振興アドバイザーとして派遣した効果について、派遣先から「必ずしも設備投資をする必要はなく、細かい宗教的な配慮を行えば、ムスリムに対する対応が可能であることが分かった。」との意見があったとしている。		

事例表 12

自治体名	富山県	外国人延べ宿泊者数(平成 28 年度※)	229, 229 人
※のうち、イスラム圏の国からの延べ宿泊者数 (平成 28 年度富山県調査)		インドネシア 7,593 人、マレーシア 5,317 人	
件名	ムスリム等の食事の嗜好を理解するためには、座学だけでは不十分との考えから、「ベジタリアン・ムスリム対応料理教室等研修会」を開催		
取組の背景	<p>富山県では、東南アジア等からの外国人観光客が増加傾向にあることや、今後、県内で大規模な国際会議（注1）の開催が予定されていることを踏まえ、宗教的配慮を要する外国人の受入環境の整備を図るため、平成 29 年度に「東南アジア等外国人対応飲食店育成事業」（注2）の1事業として、県内飲食店等を対象にベジタリアンやムスリム対応の基礎情報や身近な食材を用いた実践的な調理方法が学べる「ベジタリアン・ムスリム対応料理教室等研修会」（以下「料理教室等研修会」という。）を開催した。</p> <p>県は、これまでも飲食店や宿泊施設などの観光事業者に対して「ムスリム観光客受入セミナー」を実施していた(平成 25～27 年度)。このセミナーは座学中心であったが、先行する自治体の取組から、座学だけでなく料理実習も行うことがムスリムを理解するために効果的であることを学び、29 年度から開始した「東南アジア等外国人対応飲食店育成事業」の一環として、「料理教室等研修会」を実施するに至った。</p> <p>（注）1 大規模な国際会議とは、「国際歯科審美学会世界大会&日本歯科審美学会学術大会」（平成 29 年 9 月）、及び「電磁波工学研究の進歩に関する国際会議」（30 年 8 月）、いずれも約 1,200 人の参加(予定)。 2 富山県の「東南アジア等外国人対応飲食店育成事業」は、以下の 5 事業で構成。 一般社団法人ハラルジャパン協会（以下「ハラルジャパン協会」という。）への委託により実施。②～⑤は、今後本格的に実施する。</p> <p>①「学ぶ」 : 料理教室等研修会 ②「相談」 : 専門相談員に直接相談できる相談ホットラインの設置 ③「フォロー」 : 飲食店・宿泊施設等に直接訪問する専門家派遣 ④「実践」 : ムスリム留学生等に対して行うベジタリアン・ハラル対応料理の試食会 ⑤「PR スタート」:ベジタリアン・ハラル対応の店舗を 8 言語で掲載する WEB サイトの開設</p>		
取組内容	<p>富山県は、下記のとおり、平成 29 年度に料理教室等研修会を、同一内容で 2 回実施している。</p> <p>1 日時・会場</p> <p>① 日時 第 1 回：平成 29 年 9 月 27 日（水）13:00～17:00 第 2 回：平成 29 年 10 月 12 日（木）13:00～17:00</p> <p>② 会場 富山県民共生センター「サンフォルテ」（富山市）（2 回とも同一会場）</p> <p>2 参加対象者 県内の飲食店、宿泊施設、食品製造業者（各回定員：24 事業者程度）</p> <p>3 カリキュラム 【第一部】基礎セミナー ベジタリアンやムスリム対応の基本、嗜好、対応方法や、ムスリム対応の知識、先</p>		

	<p>進事例などを学ぶセミナー。</p> <p>① ハラルの基礎（約 45 分） 講師：ハラル・ジャパン協会 代表理事 佐久間 朋宏 氏</p> <p>② ベジタリアンの基礎（約 45 分） 講師：一般社団法人日本ベジタリアン協会 理事長（会長） 垣本 充 氏</p> <p>【第二部】料理教室 「富山の素材を生かす和食」の提案（90 分） 講師：京都料理学校 副校長 小川 洸 氏 内容：富山の素材を生かした料理を実際に作り、参加者が試食。 終了後、レシピ配布。</p> <p>【第三部】ベジタリアン&ハラル食材相談会（30 分） ハラル・ジャパン協会スタッフによる食材に関わる相談コーナーを設置。 食材・調味料のサンプルを確認しながら、使用方法・調達方法等を相談。</p>
取組の効果等	<p>○ 料理教室等研修会には、飲食店やホテル等の 51 人（第 1 回 26 人、第 2 回 25 人）が参加。</p> <p>○ ハラル対応として「牛かぶら 氷見うどん」（ハラル牛スライス及びかぶら等を入れたうどん料理）や「いちじく 葛餅風」を、ベジタリアン対応として「湯葉包みあげ」を、それぞれハラル認証を受けた調味料を使って料理実習を行った。</p> <p>料理実習を通して、参加者は、日本古来の精進料理などの和食はベジタリアンに対応しやすいことや、ハラル認証ありきのスタイルでなく無理せずに行えることから始めるのが重要であることを理解した。（注）</p> <p>（注） 「訪日ムスリム外国人旅行者の受入環境整備等促進事業報告書」（平成 28 年 3 月 国土交通省北陸信越運輸局及び北アルプス日本海広域観光連携会議）によると、「料理実習に当たっては、イスラム圏の食材だけで調理を完結する必要はなく、セミナー開催地域の食材を積極的に採用すること又は地元の食材のみでも十分対応できる。」とのことである。</p> <p>○ 料理教室研修会を端緒として、県が 11 月から 12 月までを実施期間に予定している専門家（研修会使用の料理メニュー開発を行ったバングラデシュ人のシェフ）の派遣事業に、10 社ほどが希望することとなった。</p>

事例表 13

自治体等名	中部運輸局、静岡県及び愛知県	外国人延べ宿泊者数 (平成 28 年※)	静岡県：1,570,350 人 愛知県：2,259,730 人
※のうち、イスラム圏の国からの延べ宿泊者数 (平成 28 年観光庁宿泊旅行統計調査の確定値)		愛知県：インドネシア 18,020 人、マレーシア 17,460 人 静岡県：インドネシア 15,760 人、マレーシア 19,550 人	
件名	ムスリム旅行者の受入れに関するマニュアル等を作成し、宿泊・飲食関係事業者等に配布		
取組の背景	<p>【中部運輸局】</p> <p>昇龍道プロジェクト推進協議会の事務局である中部運輸局は、平成 25 年度に、著しく増加しているムスリムの旅行者の受入環境を整備するため、「中部・北陸地方広域連携に関する訪日外国人旅行者の受入環境整備事業（ムスリム対応に関する受入環境整備）」（以下「25 年度事業」という。）を実施しており、当該事業の一環として、宿泊関係事業者等を対象とした「ムスリム旅行者受入の心得」（以下「受入の心得」という。）を作成している。</p> <p>また、中部運輸局は、平成 27 年度に観光庁の「中部地方における訪日ムスリム旅行者の受入環境整備等促進事業（岐阜県飛騨地域及び三重県伊勢志摩地域）」（以下「27 年度事業」という。）〔注〕の選定地域である三重県鳥羽市と連携し、当該事業の一環として、宿泊・飲食関係事業者を対象とした「ムスリム向け料理ノウハウ集（伊勢志摩地域）」（以下「料理ノウハウ集」という。）を作成している。</p> <p>これら中部運輸局の取組に続き、中部管区行政評価局管内では、平成 27 年度に静岡県及び愛知県が、宿泊事業者向けのムスリム対応全般について、また、ムスリムの食事についてマニュアル等を作成している。</p> <p>（注）観光庁では、平成 27 年度にムスリムの観光客の受入れに関する取組（食や礼拝に関する対応等）を促進するため、全国で意欲のある地域を公募し、選定地域における取組を支援する 27 年度事業を実施している。 中部運輸局の管轄区域である岐阜県飛騨地域（高山市・白川村）及び三重県伊勢志摩地域（鳥羽市）は、訪日ムスリム旅行者の受入環境整備等促進事業の選定地域となっている。</p> <p>【静岡県】</p> <p>静岡県は、①県内の宿泊・飲食関係事業者は、ムスリム旅行者の対応に関する情報や経験が不足しており、受入れに消極的な傾向があった、また、②ムスリム旅行者も、「安心して食事できるレストランが見つからない。」等の理由により、静岡県への旅行に積極的ではないと認識していた。</p> <p>このため、静岡県は、平成 27 年度にムスリム旅行者の対応方法等について解説した「ムスリム宿泊客おもてなしマニュアル」（以下「静岡県マニュアル」という。静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合（注）に作成委託）及び「食のおもてなしガイドブック」（以下「静岡県食のガイドブック」という。静岡県飲食業生活衛生同業組合（注）に作成委託）を作成している。</p> <p>（注）「生活衛生同業組合」とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、事業者が衛生施設の改善を図る等を目的として、自主的に組織した組合のことである。</p> <p>【愛知県】</p> <p>愛知県は、ムスリムには多くの宗教的な生活習慣があるため、来日するムスリム旅行者も宿泊関係事業者も双方が不安を抱えていると認識していた。このため、愛知県は、平成 27 年度にムスリム旅行者の対応について留意すべき内容を取りまとめた「愛知県ムスリムおもてなしハンドブック」（以下「愛知県ハンドブック」という。）を作成している。</p>		

取組内容

【各マニュアル等の特色】

各機関のマニュアル等は、①ムスリム対応全般に関するものと、②食に関するものがある。

- ① 受入の心得(中部運輸局)、愛知県ハンドブック、静岡県マニュアル
- ② 料理ノウハウ集(中部運輸局)、静岡県食のガイドブック

① 受入の心得及び静岡県マニュアルでは、ムスリムの宗教的生活習慣の基本的事項のほか、対応方法を3段階に分け、実際にどこまで対応すべきかを分かりやすく説明している。

また、愛知県ハンドブックは、ムスリムの宗教的生活習慣の基本的事項に加えて、ムスリム対応に関する注意事項等を分かりやすく説明しており、主にムスリムのことをよく知らない宿泊・飲食関係事業者等を対象としたものとなっている。

② 料理ノウハウ集は、伊勢志摩地域特有の食材及びメニューを例に挙げ、調理時の工夫等を説明しており、当該地域の宿泊・飲食関係事業者等を対象としたものとなっている。

また、静岡県食のガイドブックでは、食材選びの注意点・対応例のほか、提供可能な食材の入手方法(提供している店舗名・HPアドレス)、13品のムスリム対応メニューの調理方法等も紹介しており、食に関する具体的な対応方法を詳しく説明している。

【中部運輸局】

1 「受入の心得」の作成

受入の心得では、ムスリム旅行者に対する抵抗感を少なくするため、i)「重要度が高く、必ず対応すべきもの」(★★★)[豚肉を提供しない等]、ii)「対応したほうがよいもの」(★★)[酒類を提供しない]、iii)「可能であれば対応するもの」(★)[ハラール認証を受ける]の3段階に分けた対応内容等を詳しく解説している(受入の心得は、宗教法人名古屋モスクが監修して作成)。

中部運輸局は、受入の心得を1,000部作成し、平成25年度事業の実施に協力した事業者等に配布している。

<受入の心得(抜粋)[3段階の対応例]>

ムスリムへの対応方法

ムスリムを受け入れるにあたり、重要度ごとに対応項目を示します。

- ★★★ 重要度が高く、必ず対応すべきもの
- ★★ 対応したほうがよいもの
- ★ 可能であれば対応するもの、経営戦略上必要であれば対応するもの

食 事

安心できる食事は
旅行を楽しめます。

豚肉を提供しない ★★★

豚肉およびハム、ベーコン、サラミといった豚肉の加工品を提供しないようにしましょう。

料理のメニューに原材料を表記する ★★★

各飲食店や施設で、使用している原材料や調味料を明記し、ムスリムがそれらを把握出来るようにするとよいでしょう。特に豚肉やアルコールの使用については、明確にすることが求められます。適宜ピクトグラムを用いながら、言語バリアフリーにも配慮するとよいでしょう。



豚肉
Pork



アルコール
Alcohol



メニュー表に原材料を表示

また、中部運輸局は、平成 27 年度事業の一環として、25 年度に作成した受入の心得及び「ムスリムおもてなしガイドブック」(27 年度観光庁作成)の内容を踏襲し、宿泊関係事業者が把握すべきムスリム対応の最重要事項を再整理した従業員向け小冊子(A5 折り込み版)を作成している。当該小冊子は、1,000 部作成し、27 年度事業の実施に協力した事業者等に配布されている。

2 「料理ノウハウ集」の作成

料理ノウハウ集では、伊勢志摩地域特有の食材を使用したムスリム対応メニューを拡大することを目的として、当該地域特有の食材及びメニューを例に挙げ、①注意すべき食材、②調理時の工夫等を分かりやすく解説している。

中部運輸局は、料理ノウハウ集を 500 部作成し、訪日ムスリム旅行者の受入環境整備等促進事業の実施に協力した事業者等に配布している。

<料理ノウハウ集(抜粋)〔調理の工夫例〕>

伊勢うどんなどの麺類を提供する際の工夫

伊勢うどんやそばのつゆには、しょうゆやみりんが使われますが、アルコール無添加の醤油や、みりんの代わりに氷砂糖を溶かした蜜を使う事で安心して召し上がっていただけます。また、アルコールが添加されていない「みりん風調味料」も市販されており、より手軽に風味付けができます。



【静岡県】

1 「静岡県マニュアル」(27 年度作成)の内容

「静岡県マニュアル」では、宿泊関係事業者を対象として、無理なく段階的にムスリム旅行者に対応することができるようにするため、①「これだけはやってみましょう」(★)〔豚肉や豚肉由来成分の使用禁止等〕、②「もう少しがんばってみましょう」(★★)〔食材内容を英語又はピクトグラム等で表示等〕、③「ムスリムフレンドリーレベル」(★★★)〔日本在住のムスリムを雇用等〕の3段階に分けた対応内容等を詳しく解説している。

静岡県マニュアルの内容は、①「ムスリムおもてなしガイドブック」(観光庁作成)、②「ムスリム旅行者受入の心得」(中部運輸局作成)、③「ASEAN ムスリム旅行者受け入れのために」(国際機関である日本アセアンセンター作成)、④「ムスリム旅行者おもてなしガイドブック」(東京都産業労働局観光課)、⑤当該マニュアルの内容を検討するワーキンググループ(静岡県内のムスリム在住者等)の意見等を参考としている。

静岡県から委託を受けた静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合は、静岡県マニュアルを 2,000 部作成し、①静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合の組合員・支部事務局(790 部)、②静岡県飲食業生活衛生同業組合の組合員(450 部)、③静岡県健康福祉部(300 部)、④岐阜県、愛知県及び三重県のホテル旅館生活衛生同業組合の組合員や協力施設等(460 部)に配布している。

<静岡県マニュアル（抜粋）〔3段階の対応例〕>

V ムスリム旅行者の受入マニュアル

以下、受け入れのための対応マニュアルをレベルに合わせて記載しています。★は、ムスリム受入のためにとりあえず「これだけはやってみましょう」です。★★は、「もう少しがんばってみましょう」のレベルを示します。★★★は、これだけであれば、「ムスリムフレンドリー」のレベルです。

1 コミュニケーション

(1) 言葉

外国に行ったらさまざまな経験をしたのは万国共通の人情です。ムスリム旅行者も日本料理、「すし」や「天ぷら」などの和食を禁忌に犯れず安心して食べたいけど、外国語表示などの言語コミュニケーションの面での壁がそれを難しくしています。

コミュニケーションの第一歩は、あいさつからはじまります。ムスリムも日本の旅を楽しみにきています。あとは、片言の英語やホテル旅館組合が作成した「指さし会話シート」などを活用して、コミュニケーションに努めてください。

取組 ★

①社内ムスリム勉強会などによるスタッフ内の知識の共有と深化をはかりましょう。

②マレー語・インドネシア語の挨拶を覚えて、歓迎の意を示し、円滑なコミュニケーションに努めましょう。

2 「静岡県食のガイドブック」(27年度作成)の内容

「静岡県ガイドブック」では、飲食事業者を対象として、費用や時間をかけずにムスリムの観光客に対応することができるようにするため、①提供可能な食材の入手方法（提供している店舗名・HPアドレス）、②13項目に分けた食材選びの注意点・対応例（豚肉・アルコール等の不使用）、③ムスリム対応メニュー13品、④食材内容の表示（英語・ピクトグラムの表示）等について詳しく解説している。

静岡県ガイドブックの内容は、①「ムスリムおもてなしガイドブック」（観光庁作成）、②「ASEAN ムスリム旅行者おもてなしハンドブック」（日本観光振興協会作成）、③当該マニュアルの内容を検討するワーキンググループ（静岡県内のムスリム在住者等）の意見等を参考としている。

静岡県から委託を受けた静岡県飲食業生活衛生同業組合は、静岡県ガイドブックを10,000部作成し、①静岡県飲食業生活衛生同業組合等、県内の飲食関係の生活衛生同業組合の組合員（7,000部）、②県内の観光協会（200部）、③関係各国大使館（ムスリム比率が人口比50%以上であり、かつ、日本に大使館を設置している41か国）100部、④各種会議等（2,700部）で配布している。

<静岡県食のガイドブック（抜粋）〔ムスリム対応メニュー例〕>

6 エビとキノコのアヒージョ

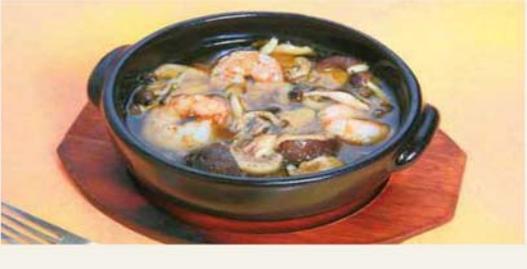
作成者／北川剛志 ● 居酒屋 Go-Bow ごぼう。 ● 藤枝市駅前2-7-25 TEL.054-645-1539

材料／(1人前)

- ムキエビ 大4切
- マッシュルーム 中2個
- エノキ 20g
- 椎茸 1個
- ニンニク 1片
- フランスパン 適量

A

- オリーブオイル 100cc
- ごま油 100cc
- ラー油 適量
- 塩 少々
- コショウ 少々
- イタリアンハーブミックス 少々



【愛知県】

○ 「愛知県ハンドブック」(27年度作成)の内容

「愛知県ハンドブック」では、ムスリムのことをよく知らない宿泊関係事業者等を対象として、礼拝(1日5回、メッカに向かって拝礼等)や食事(食材の血を避ける等)等、ムスリムの宗教的な生活習慣の基本的な事項や対応方法等を分かりやすく解説している。

愛知県ハンドブックの内容は、「ASEAN ムスリム旅行者受け入れのために」(国際機関である日本アセアンセンター作成)を参考(一部抜粋)としている。

愛知県は、愛知県ハンドブックを3,000部作成し、ムスリム旅行者の対応方法等を紹介したセミナー(愛知県主催で宿泊事業者等を対象)等で配布している。

<愛知県ハンドブック(抜粋)[礼拝に関する生活習慣の内容]>



取組の効果等

【中部運輸局】

中部運輸局は、平成25年度事業後の状況を把握するため、26年3月にムスリムモニターツアーを実施している。当該ツアー対象の受入施設側は、「受入の心得を事前に読み、豚肉を使わず、みりんやアルコール入り醤油を使わない調理方法を考え、対処することができた。」、「受入の心得により配慮すべき点が明確となった」等の受入の心得の内容を評価する意見を挙げている。

【静岡県】

静岡県は、①静岡県マニュアルについては、宿泊関係事業者等のムスリムへの理解を深め、ムスリム旅行者に対するおもてなしのきっかけ作りとなった、また、②静岡県食のガイドブックについては、飲食関係事業者等にとって、ムスリム旅行者を「食」でおもてなしするきっかけ作りとなったとしている。

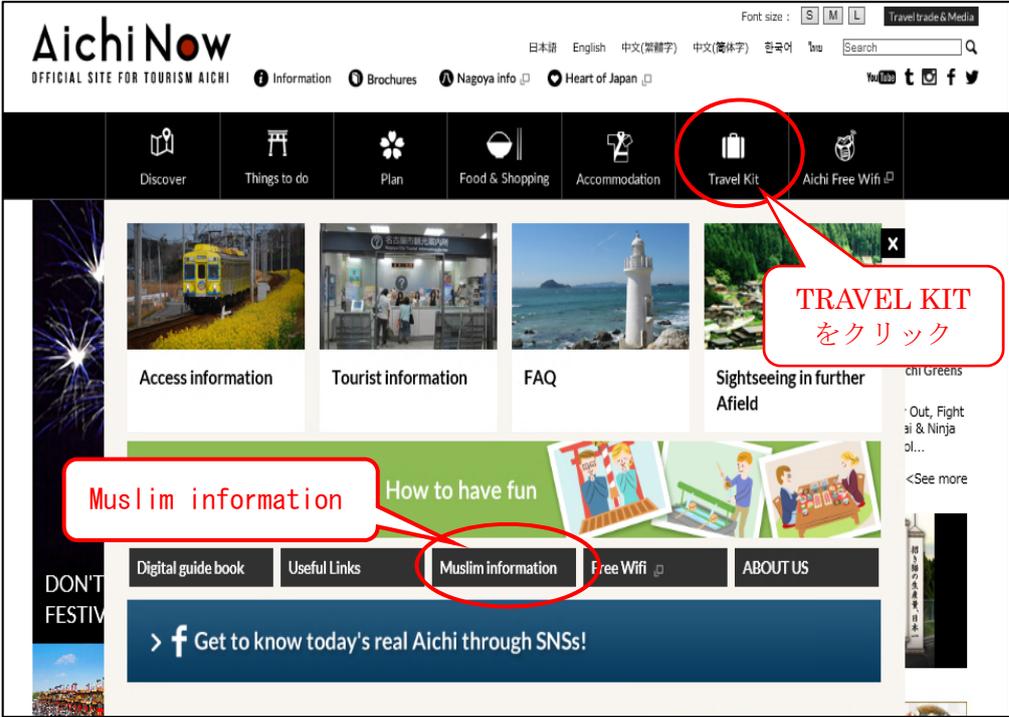
【愛知県】

愛知県は、ムスリムについて知識の少ない宿泊関係事業者にとって、ムスリム対応を行う上で参考となる内容となっているとしている。

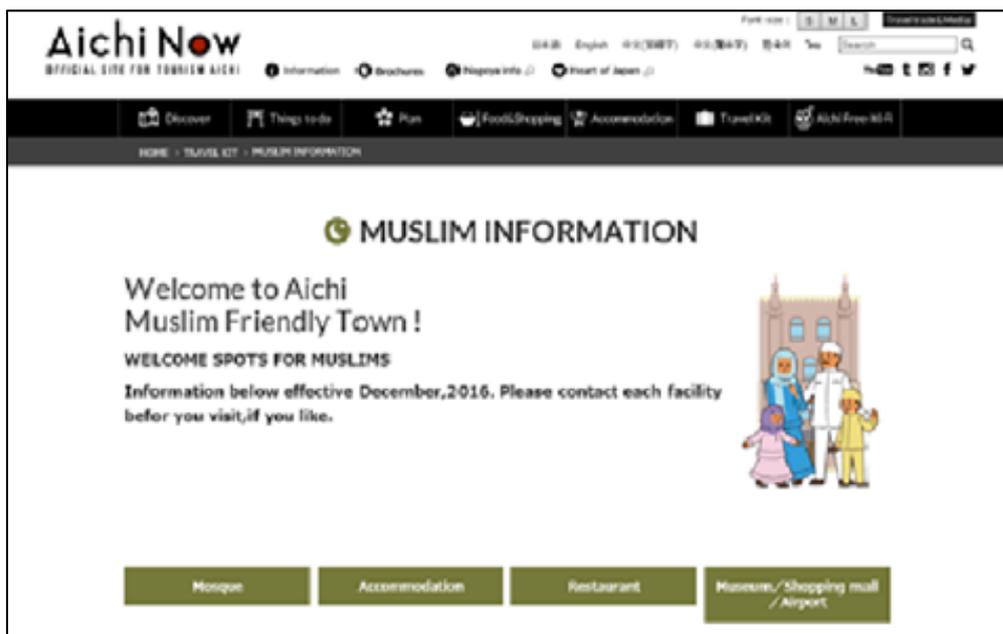
事例表 14

自治体名	岐阜県高山市	外国人延べ宿泊者数（平成 28 年※）	461,253 人
※のうち、イスラム圏の国からの延べ宿泊者数（平成 28 年観光統計（高山市））	インドネシア 3,070 人、マレーシア 9,965 人		
件名	ムスリム旅行者の受入対応可能な宿泊施設や飲食店等の把握・拡充のため、事業者向けセミナーや参加者アンケートを実施		
取組の背景	<p>今後拡大が見込まれる東南アジア圏のムスリム訪日旅行市場の獲得に向けて、高山市内では平成 26 年 6 月に「飛騨高山ムスリムフレンドリープロジェクト」（構成員：高山市及び民間 7 事業者）が始動しており、官民一体で受入環境整備のための活動を開始している。</p> <p>当市を来訪するムスリム旅行者はまだまだ多くはなく、宗教的に配慮を要する事項も旅行者により異なるため、中小の飲食店や宿泊施設でも、①「できることから始める姿勢」と、②「対応可能な事項に関する情報の開示」を受入環境整備の骨子としている。</p>		
取組内容	<p>1 事業者向けセミナーの開催</p> <p>平成 26 年度以降、市内の飲食店や宿泊施設などを対象にハラールセミナー（26 年 7 月）やムスリムモニターツアーの実施（26 年 12 月）とその報告会（27 年 2 月）を開催。直近では 28 年 2 月に中部運輸局・岐阜県と共催でムスリム観光客受入促進セミナーを開催〔参加者 51 名〕</p> <p>2 ムスリム観光客受入促進セミナーの開催内容</p> <p>① ムスリム観光客受入のための基礎知識等を習得するため専門講師による講演</p> <p>② 市内の飲食店や宿泊施設で既に先進的な取り組みを行っている事業者が、</p> <p>i) ムスリム旅行者向けに提供しているメニューで調理に工夫している点</p> <p>ii) 来店客の反応や対策を進めて良かったこと などを紹介</p> <p>③ 参加者からの質疑に対応することで、事業者の理解と意識を向上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「先進的な取組の紹介例」</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>パネルディスカッションについて</p> <p>ムスリムおもてなし重要ポイント</p> <p>①食事 ②礼拝 ③風呂</p> <p>➡①食事に特化して、成功体験をお話して頂きます。</p>  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>ムスリム向けそば</p> <p>アルコール無添加醤油を使用し、オリジナルめんつゆ開発</p>  </div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">高山市提供資料より抜粋</p> </div> <p>3 参加者アンケートの実施</p> <p>上記セミナー参加者にアンケートを実施することで、①ムスリム向けメニューやハラール肉を使用した料理の提供状況、②礼拝スペースや礼拝マットの利用可能状況など、受入対応可能な事項の詳細を把握</p>		
取組の効果等	<p>セミナー参加事業者のムスリム旅行者受入（おもてなし）に対する意識向上が図られた。また、これにより、約 20 事業者が新たに対応可能な事業者として協力が得られることになった。</p>		

事例表 15

自治体名	愛知県	外国人延べ宿泊者数(平成28年※)	2,259,730人
※のうち、イスラム圏の国からの延べ宿泊者数 (平成28年観光庁宿泊旅行統計調査の確定値)		インドネシア 18,020人、マレーシア 17,460人	
件名	県が把握している、宿泊施設や飲食店等の食事や礼拝への配慮の情報を、ホームページ等で情報提供するとともに、毎年、最新の情報に更新		
取組の背景	ムスリム旅行者の受け入れにはハラール食の提供、礼拝場所の確保や生活習慣などへの配慮が必要であり、それらのムスリム旅行者対応を実施している県内施設等の情報をホームページ等での情報発信などの対応が必要である。		
取組内容	<p>1 情報の把握・提供方法</p> <p>「ムスリム受入環境実態調査」を民間のリサーチ会社に委託して実施することで、平成27年9月に愛知県内の宿泊施設や飲食店などにおける礼拝環境やムスリムに配慮した食事の提供状況などを把握</p> <p>この調査結果により「ムスリム対応施設紹介リーフレット」を作成するとともに、愛知県観光協会のホームページ「Aichi Now」に「Muslim information」として英語で掲載することで、外国人旅行者向けに情報を発信</p> <p>2 ホームページでの情報提供状況</p> <p>① 「Aichi Now」(英語版) ホーム画面の右上部にある「Travel Kit」をクリックすると、画面上の選択肢の一つに「Muslim information」が表示されるので、これをクリック</p>		
			

② ムスリム旅行者向けの情報が掲載されたページが表示される。



3 掲載内容の更新状況

平成 28 年度以降は、毎年、県内全市町村（54）に対して、①掲載されている施設以外のムスリム旅行者受入施設や、②掲載されている施設のその後の状況（例えば、閉店していないかなど）を把握していないか文書で照会

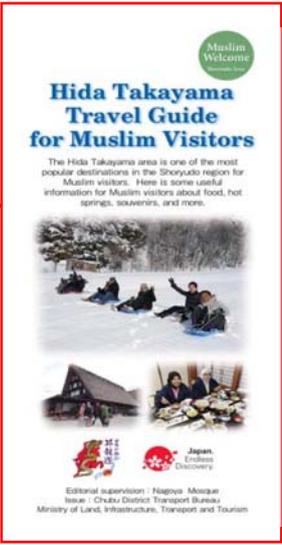
これにより、新たに報告のあった飲食店や宿泊施設などを追加するとともに、県職員が各施設に直接確認したうえで掲載内容を更新。また、掲載施設側から内容の変更について連絡があることもあり、そういった情報も踏まえて内容を更新（最新の更新時期は平成 29 年 7 月）

取組の効果等

掲載内容の更新には手間と時間を要するが、2026 年に愛知県で開催されるアジア競技大会に向けて受入環境の整備を粘り強く行っていく必要がある。

このため、ホームページで提供している情報が最新のものとなるよう、毎年更新している。

事例表 16

自治体名	岐阜県高山市	外国人延べ宿泊者数（平成 28 年※）	461, 253 人
※のうち、イスラム圏の国からの延べ宿泊者数（平成 28 年観光統計（高山市））	インドネシア 3,070 人、マレーシア 9,965 人		
件名	ムスリム観光客向けのパンフレットや Facebook などを活用して、市内の受入対応可能な飲食店などに関する情報やムスリム旅行者の声などを発信		
取組の背景	<p>近年、ムスリムなど東南アジアからの観光客は、個人旅行者が増える傾向にある。また、国内在住のムスリムにリピーターとして繰返し来訪していただくことも期待している。これらのムスリム旅行者は、Web や SNS、口コミで情報を得ており、自治体が提供しているホームページ情報なども閲覧している。</p> <p>ムスリム旅行者に高山市に来訪してもらうためには、各種情報提供媒体を活用して、いかに効果的に情報提供できるかにある。</p>		
取組内容	<p>1 観光案内所でムスリム向け観光パンフレット（英語版）を配布</p> <p>① 名称等：「Hida Takayama Travel Guide for Muslim Visitors」 （監修：名古屋モスク、発行：中部運輸局）</p> <p>※ ムスリム旅行者への配慮を行っている宿泊施設や飲食店等をマップ情報とあわせて掲載</p> <p>② 作成時期：平成 28 年 3 月</p> <p>③ 作成部数：2,000 部</p> <p>④ 提供方法：飛騨高山観光案内所などで配布しているほか、高山市のホームページでも電子版（PDF ファイル）を提供</p>		
<p><u>飛騨高山観光案内所</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">ムスリム旅行者向け観光パンフレットを配布</p>			
<p>当局の現地調査結果による</p>			

2 Facebook で情報を発信

- ① 提供主体：「飛騨高山ムスリムフレンドリープロジェクト」
(構成員：高山市及び民間7事業者)
- ② 掲載内容：市内のおすすめ飲食店などに関する情報やムスリム旅行者の声などを発信



飛騨高山ムスリムフレンドリープロジェクト提供情報による

取組の効果等

ムスリム向け観光パンフレット（英語版）を配布することで、掲載前と比べて、掲載店舗の約3割においてムスリム客の集客が増加したとしている。

今後は、①パンフレット配布先や掲載店舗の拡大や、②WEB等との連携による提供情報の充実、③地域ガイド等の多様な主体との連携、④SNS や口コミによる情報発信の充実を図ることも必要と考えており、そのためには、取組店舗の掘り起こしや民間（個々の店舗等）が提供するサービス（ノウハウ）の向上と、ホームページの内容の充実（情報の質と量）やWEB プロモーションが重要である。

事例表 17

自治体名	石川県小松市	外国人延べ宿泊者数(平成 28 年度※)	8,697 人
※のうち、イスラム圏の国からの延べ宿泊者数 (平成 28 年度小松市調査)		インドネシア 48 人、マレーシア 18 人	
件名	飲食店のムスリム客向け情報を取りまとめ、『ムスリムフレンドリーKOMATSU』宣言書として公開		
取組の背景	観光・ビジネス・教育など各方面の受入れにおいて環境整備が必要であることから、「食のバリアフリー」対応の拡大を図るため、店舗が参加しやすい方法として、独自のチェックリストによる情報公開を考案した。		
取組内容	<p>○ 「ムスリムフレンドリーKOMATSU」^(注1)</p> <p>1 概要： 市が作成したチェックリスト^(注2)を用いて、飲食店等がムスリムに対応できる事項をとりまとめ、その情報を宣言書^(注3)として公開することにより、ムスリムが各々で店舗を選択するための判断材料を提供する取組</p> <p>2 公開開始時期・方法：平成 29 年 9 月から市のホームページで公開</p> <p>3 実施店舗数：飲食店 5 店舗^(注4)</p> <p>4 実施方法：</p> <p>① 参加を希望する店舗や施設はチェックリストを市に提出</p> <p>② 専門家が現地訪問し、チェックリストに基づいた食事・礼拝・サービス等の対応ができているか確認</p> <p>③ チェックリストに基づき、市が『ムスリムフレンドリーKOMATSU』宣言書を作成。市のホームページやムスリム向け情報サイトへの掲載などにより情報発信</p>		
(左図) チェックリストの抜粋		(右図) 宣言書の一例	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">ムスリムフレンドリーKOMATSU チェックリスト</p> <p>1 ハラール認証について <input type="checkbox"/>ハラール認証取得済(認証機関:)</p> <p>2 食事について <input type="checkbox"/>豚肉(または豚由来の食材・調味料)を使用しない料理の提供が可能 <input type="checkbox"/>アルコール飲料の提供をしていない <input type="checkbox"/>ハラール肉を使用した料理の提供が可能(口予約制: 日前までの予約が必要) <input type="checkbox"/>ハラール調味料だけを使用した料理の提供が可能 <input type="checkbox"/>ハラールに対応した料理の提供が可能(口予約制: 日前までの予約が必要) <input type="checkbox"/>ムスリムオーナーである <input type="checkbox"/>ムスリムの料理人が在籍している</p> <p>3 調理設備について <input type="checkbox"/>ハラール専用の独立キッチンがある <input type="checkbox"/>ハラール専用の調理器具を使用している <input type="checkbox"/>ハラール専用の食器を使用している <input type="checkbox"/>使い捨ての食器の提供が可能</p> <p>4 礼拝設備について <input type="checkbox"/>礼拝施設がある、または礼拝場所として個室の提供が可能(口予約制: 日前までの予約が必要) <input type="checkbox"/>清め場(洗い場)がある <input type="checkbox"/>足洗い場 <input type="checkbox"/>その他() <input type="checkbox"/>礼拝用アイテムの貸出しがある <input type="checkbox"/>マット <input type="checkbox"/>その他()</p> <p>5 サービスについて <input type="checkbox"/>他言語表記のメニューがある(言語:) <input type="checkbox"/>他言語対応可能なスタッフが在籍(言語:) <input type="checkbox"/>クレジットカードの使用が可能 <input type="checkbox"/>個室での飲食が可能 <input type="checkbox"/>ムスリム向けの商品(ハラール認定商品等)を販売している <input type="checkbox"/>牛肉 <input type="checkbox"/>豚肉 <input type="checkbox"/>調味料 <input type="checkbox"/>菓子類 <input type="checkbox"/>加工食品 <input type="checkbox"/>その他()</p> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">COMMITMENT TOWARD A MUSLIM FRIENDLY KOMATSU</p> <p style="text-align: center;">We pledge to work towards a more inclusive city, where Muslims are able to enjoy the local cuisine without worry. <small>私たちは、ムスリムを歓迎し、ムスリムのために信頼できる地元の食を楽しんでいただけるよう努めます。</small></p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p> Pork free (including pork derived products and seasonings) dishes are available. (on a subscription basis) <small>豚肉(または豚由来の食材・調味料)を使用しない料理の提供が可能です(予約制)</small></p> <p> Dishes made with halal meat can be ordered here. (on a subscription basis) <small>ハラール肉を使用した料理の提供が可能です(予約制)</small></p> <p> Dishes made with only halal seasoning can be ordered here. (on a subscription basis) <small>ハラール調味料だけを使用した料理の提供が可能です(予約制)</small></p> <p> Disposable dining ware available. <small>使い捨ての食器を使用した料理の提供が可能です</small></p> <p> Washing area available. <small>清め場(洗い場)があります</small></p> <p> English menu available. <small>英語のメニューがあります</small></p> <p> Private dining rooms available. <small>個室での飲食ができます</small></p> </div> <div style="width: 50%;"> <p> Halal-friendly options available. (on a subscription basis) <small>ハラールに対応した料理の提供が可能です(予約制)</small></p> <p> Prayer spaces available. (on a subscription basis) <small>礼拝用のスペースがあります(予約制)</small></p> <p> Prayer equipment (towel) loan available. <small>礼拝用アイテム(マット、マフラー、イス等)の貸出しがあります</small></p> <p> English speaking staff available. <small>英語を話すことのできるスタッフが在籍します</small></p> </div> </div> <p style="text-align: center;">25 sep 2017</p> <p style="text-align: right;">signature 日本料理 純助</p> </div>	
(注) 小松市提供資料から抜粋			

	<p>(注) 1 ムスリムフレンドリーとは、ハラール認証は取得していないが、可能な範囲内でムスリムに配慮・対応すること。</p> <p>2 観光庁「ムスリムおもてなしガイドブック」の推奨基準を基に市が全 20 項目作成</p> <p>3 宣言書では、ピクトグラムと英語、日本語を併用して情報を記載。なお、ピクトグラムは、専門家から提供されたデータを基に、市がチェックリストの項目分を作成した。</p> <p>4 小松市は、上記事業を実施するに当たり、「食でつながるムスリムおもてなしセミナー」(平成 28 年度実施)の参加者に対して意向調査を行い、ムスリム対応に関心のある事業者を探した。なお、実施店舗数は平成 29 年 10 月 26 日現在。</p>
<p>取組の効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハラール認証に頼らない仕組みであり、店舗にとって少ない負担で取組に参加できる。 ・ 小松市を訪れるムスリムの観光客は、富裕層が団体ツアーで来日することが多いため、チェックリストを 20 項目と詳細に設定。このため、きめ細かい対応ができる料亭などの飲食店を中心に実施店舗数を増やしている。 ・ 現状における協力店舗数は少ないが、今後も店舗数を増やして、将来的には観光ガイドブックやパンフレットを製作する予定

(2) 交通施設における対応（礼拝施設の設置等）

事例表 18

施設名	中部国際空港
中部国際空港におけるインドネシア人及びマレーシア人の出入国人数（平成 28 年出入国管理統計表）	<p>インドネシア人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入国人数：5,838 人 出国人数：4,743 人 <p>マレーシア人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入国人数：9,163 人 出国人数：7,318 人
件名	ムスリムの観光客の宗教的な生活習慣に配慮し、礼拝施設及びウドゥ用施設を設置
取組の背景	<p>中部国際空港を運営している中部国際空港株式会社（以下「中部国際空港（株）」という。）では、平成 26 年のエアアジアXのクアラルンプール線（マレーシア）就航等に伴い、今後、ムスリム観光客が増加することが見込まれたため、ムスリムの宗教的な生活習慣に配慮した礼拝施設及びウドゥ用施設の設置等の取組を実施している（なお、クアラルンプール線は、27 年に運休）。</p>
取組内容	<p>1 礼拝施設及びウドゥ用施設の設置</p> <p>① 礼拝施設の位置・設備の内容</p> <p>礼拝施設は、平成 26 年から、2 階到着ロビー及び 3 階国際線出発制限エリアに 1 室ずつ設置されている。</p> <p>これら 2 室の礼拝施設には、①男女別に礼拝するためのパーテーション及びカーテン、②礼拝用マットや天井にキブラ（礼拝の方角を表示したもの。以下同じ。）が設置（3 階国際線制限エリアの礼拝施設のみ、男女別の入口に目隠し用扉を設置）されており、事前予約することなく利用することができる。</p> <p>（2 階到着ロビーの礼拝施設）</p> <p>○ 礼拝施設の入口</p> <p>○ 礼拝施設の内内部</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

○ 礼拝施設内の礼拝用マットの設置状況



○ 礼拝施設内のキブラの設置状況



② ウドゥ用施設の位置・設備の内容

ウドゥ（礼拝の前に体の一部を水で洗う行為。以下同じ。）専用施設は、礼拝施設と同時期の平成26年から、各礼拝施設近くの男女トイレ内にそれぞれ1か所ずつ設置されている（計4か所）。

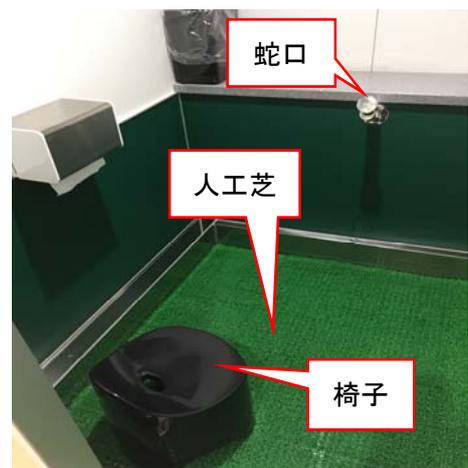
当該施設には、①水道の蛇口、②背もたれのない椅子、③床には水はね防止及び足拭き用の人工芝等が整備されている。

（2階到着ロビーのウドゥ用施設の写真）

○ ウドゥ用施設の入口



○ ウドゥ用施設の内部



2 その他の取組状況

中部国際空港(株)では、同空港内に設置された①礼拝施設(2室)、②マレーシア政府機関によるハラール認証を取得したメーカーの食品を提供している飲食店(2店)、③ポーク及びアルコール不使用の土産品を販売している土産店(1店)の位置やサービス内容を紹介したムスリム旅行者用のリーフレットを平成26年に10,000部作成し、2階アクセスプラザの案内所で提供している。

○ ムスリム旅行者用のリーフレット【抜粋】(中部国際空港(株)作成)

Prayer Room
Reservation and application are not required.

Non-restricted area
Arrival lobby on 2nd floor

Restricted area of the international departure area
International Departure lobby on 3rd floor

Halal food service
Pork-free and alcohol-free food service
Halal certified foods* in retort pouch are served at;

Non-restricted area
"Hai Shang Lou" Chinese restaurant (4th Floor)
OPEN 10:00 ~ 21:30 (L.O. 21:00)

Restricted area of the international departure area
"DELI & CAFE" (3rd Floor)
OPEN 7:00 ~ 21:30 (L.O. 20:00)

(*)These food are provided by "Brahim's Holdings Berhad" (Brahim's*). All Brahim's products are certified halal by the Malaysian government JAKIM.

取組の効果等

中部国際空港(株)は、礼拝施設等の整備の効果について、ムスリム旅行者から、「清潔な礼拝施設で気持ちよく利用できた。」等の意見があったとしている。

なお、礼拝施設及びウドウ用施設の利用人数は、エアアジアXのクアラルンプール線の就航時(平成26年3月~27年2月)、1日10~20人程度となっている(現在の利用人数は不明)。

(3) 食品・食材表示等の推進

事例表 19

機関名	中部運輸局
件名	ムスリムの食事に便宜を図るため、食材のピクトグラムや「ムスリムサポートカード」を作成・配布
取組の背景	中部運輸局では、訪日外国人の中でも著しく増加している東南アジアのムスリムが昇龍道エリアを観光する際に必要な受入環境を整備するため、ムスリムが宗教上の理由から摂取できない食材、調味料、原材料等を飲食店のメニューに記載する必要が生じた。
取組内容	<p>1 食材のピクトグラム（シール）</p> <p>もともと、ピクトグラム表示は、ムスリムへの配慮や食品・食材のアレルギー対策として、NPO 法人インターナショナル（現㈱フードピクト）作成のピクトグラム（豚、酒等 14 品目）があり、平成 22 年 11 月横浜市で開催された APEC でも使用されていたところ、中部運輸局では、名古屋モスクの協力を得て、以下のとおり、飲食店のメニューブックや宿泊施設のビュッフェの料理名表示板等に使用する原材料表記ピクトグラム（シール 800 部）を作成してムスリム受入に積極的な施設に配布している（配布先部数は記録がなく不明）。</p> <p>① 平成 25 年度事業「中部・北陸地方広域連携に関する訪日外国人旅行者の受入環境整備事業 ムスリム対応に関する受入環境整備」において、ムスリムが禁止されている食材を中心に 9 品目のピクトグラムのシール 200 部を作成</p> <p>② 平成 27 年度事業「中部地方における訪日ムスリム旅行者の受入環境整備等促進事業（岐阜県飛騨地域及び三重県伊勢志摩地域）」において、ムスリム旅行者向けの料理の原材料を示すために必要となる 11 品目のピクトグラムを新たに加えたシール（計 20 品目）を 600 部追加工作成</p> <p>ムスリム旅行者が安心して摂取できる食材・調味料については、注意すべき食材・調味料と区別するため、背景色を変えて対応している（摂取できる品目は緑色、注意すべき品目は茶橙色。）。</p> <p style="text-align: center;">食材表記ピクトグラム</p>  <p>(注) 赤枠は、平成 27 年度事業追加分であることを示している。</p>

2 ムスリムサポートカード

中部運輸局では、上記1-①の平成25年度事業において、名古屋モスクの協力を得て、「昇龍道ムスリムガイドブック」（英語版10,000部、インドネシア語版5,000部）を作成しており、この巻末には「ムスリムサポートカード」を添付している。このカードには、上記1の食材のピクトグラムと英語表記を付しており、ムスリムが飲食店で提示することで禁忌食材を回避するためのツールとなっている。

MUSLIM SUPPORT CARD

私は宗教上の理由から以下の **×** で示した品目は摂取できません。食材、調味料、原材料等に含まれていたら教えてください。

I cannot intake any of the following items marked with **×** for religious reasons. Please tell me if any of them is included in foodstuffs, seasonings, ingredients or the like.

	ハム、ベーコン、サラミなどの加工品や豚骨出汁、ゼラチン等の豚由来成分も含まれます		
豚肉 Pork	Prohibited items also include processed foodstuffs such as ham, bacon, salami, etc., and pig-derived ingredients such as pork bone soup, gelatin, etc.		
			
ラード Lard	牛肉 Beef	鶏肉 Chicken	羊肉 Mutton and lamb
			
アルコール Alcohol	料理酒・みりん Cooking sake/ Sweet cooking rice wine	アルコール添加醤油 Soy sauce with alcohol	動物性ショートニング Shortening (of animal origin)

その他、食べられないもの / Other items that cannot be eaten

Crab(カニ) Shrimp(エビ) Shellfish(貝)

Please mark the relevant pictograms or check boxes with **×**.

取組の効果等

ピクトグラムの表示は、ムスリム旅行者が国内の飲食店で円滑、安全に食事をするこへの効果が期待できる。また、「ムスリムサポートカード」は、ムスリム旅行者自身が店側に摂取できないものを積極的に示すことができる点で優れている。